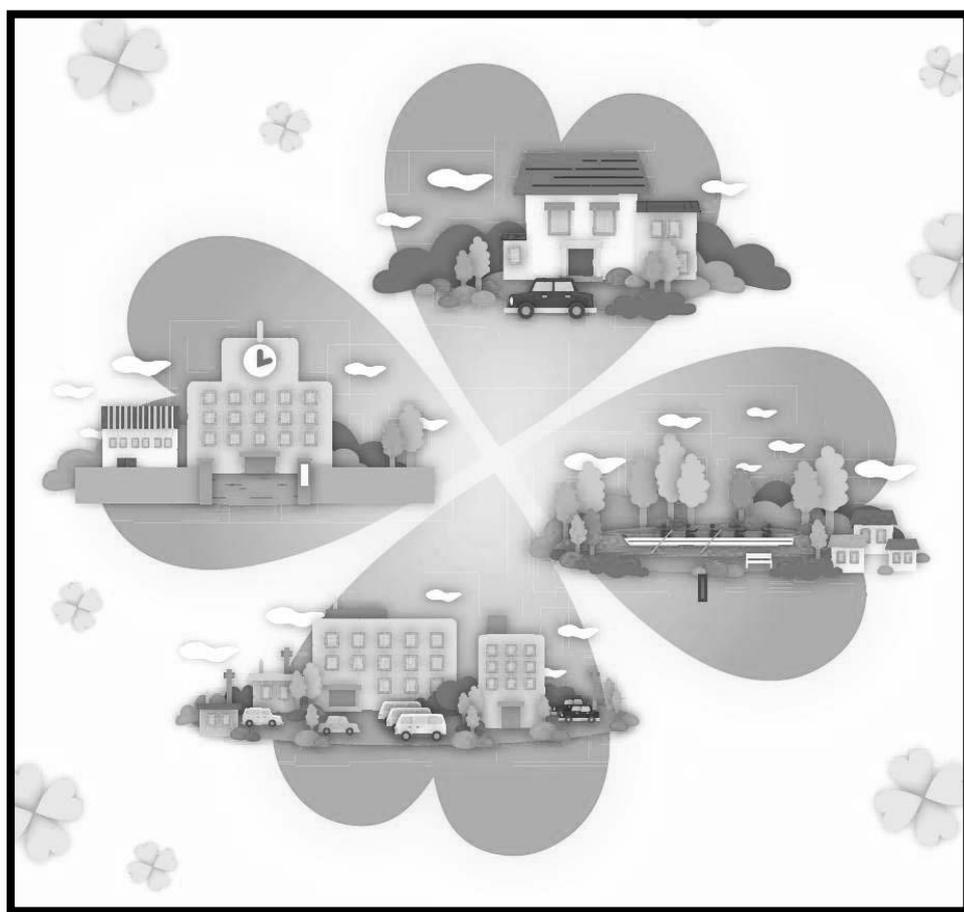


東郷町男女共同参画プラン

～ あなたらしさ 私らしさを 発揮して 輝く社会 ～

《中間見直し》

平成25年度～平成29年度



平成25年3月

東郷町

「水と緑とポートのまち 東郷町」

はじめに

本町が平成20年3月に「東郷町男女共同参画プラン」を策定してから5年が経過しました。その間に、男女共同参画を推進するための社会の環境は大きく変化してまいりました。

本町においても、男女共同参画社会の実現に向けて、平成23年4月1日から「東郷町男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の理念をさらに浸透させるため様々な取組を推進しています。



わが国を取り巻く社会情勢は、少子高齢化、不安定な経済状況、国際化・情報化の急速な進展などにより厳しさを増す中で、性別にかかわらず共に責任を分かち合い、あらゆる場面で、多様な生き方を尊重し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が一層求められています。

今回の中間見直しでは、本プランが推進する施策について、よりわかりやすく町民の皆様にお示しするために数値目標を設定しました。

また、これまで推進してきたDV対策に関する取組をさらに強化するために、本プランの一部を「東郷町DV対策基本計画」と位置づけました。

そのほか、この5年間に变化した社会状況などの情報提供として、内閣府の男女共同参画白書のデータや国、県の取組などの新しい資料を追加しました。

男女共同参画社会は、一人ひとりがその必要性を理解し、家庭・地域・学校・職場などあらゆる分野において主体的に取組を進めていただくことが何よりも重要なことです。

この中間見直しにより、プランの副題でもあります「あなたらしさ わたしらしさを 発揮して 輝く社会」の実現に向けて、今後も町民の皆様と協働して取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成25年3月

東郷町長 川瀬 雅喜

◆中間見直しの主な概要◆

- 1 数値目標の設定
- 2 東郷町DV対策基本計画の策定
- 3 機構改革に伴う課名の変更
- 4 関連資料・用語集・年表・委員名簿の追加掲載
- 5 東郷町男女共同参画推進条例・審議会規則の掲載

目 次

序章 プラン策定の背景	
1 男女共同参画の歩み	
(1) 世界の動き	1
(2) 国の取組	1
(3) 愛知県の取組	2
(4) 東郷町の取組	2
第1章 プランの基本的な考え方	
1 プランの目的	4
2 プランの基本理念	4
3 プランの基本目標	5
4 プランの期間	5
第2章 プランの推進	
1 推進体制の整備	6
2 推進体制	6
第3章 プランの内容	
1 プランの体系	7
2 施策・事業の目標と内容	
基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり	9
基本目標2 男女が共同で参画する地域・家庭づくり	16
基本目標3 男女平等の就業環境づくり	22
基本目標4 生涯にわたる健康と生活の充実	28
基本目標5 計画決定と推進への男女共同参画	34
資料	
1 数値目標一覧	41
2 用語集	43
3 関連資料	46
4 東郷町男女共同参画推進条例	56
5 東郷町男女共同参画審議会規則	59
6 男女共同参画社会基本法	60
7 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	64
8 男女共同参画に関する年表	69
9 策定経過	73
10 委員名簿	76

1 男女共同参画の歩み

(1) 世界の動き

第二次世界大戦の反省にたって創設された国際連合は、主要課題として人権擁護に取り組み、その中に女性の地位向上と女性差別撤廃を位置づけてきました。1960年代後半から1970年代前半にかけて先進産業諸国におこった女性解放運動の動きを受け、国際的な男女平等施策は本格的な段階を迎えます。国連は、女性の地位向上を目指す世界規模の行動を進めるため、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、同年メキシコシティーで開催された「国際婦人年世界会議」において、各国のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。さらに、同年の国連総会では、1976（昭和51）年から1985（昭和60）年までを「国連婦人の10年」と定め、1979（昭和54）年には「女子差別撤廃条約」が採択されました。さらに「国連婦人の10年」の最終年度である1985（昭和60）年には、「国連婦人の10年」で掲げた目標達成の努力を西暦2000年に向けて続けることが確認されました。

その後、1993（平成5）年の「世界人権宣言」では「女性の権利は人権である」ことが確認され、同年、国連総会では「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択されました。1994（平成6）年の「国際人口・開発会議」では「性と生殖に関わる健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の考え方が打ち出されました。さらに1995（平成7）年に北京で開催された第4回世界女性会議では、貧困の絶滅、女性と健康、女性に対する暴力、女性の人権、女性とメディアといった重大問題領域について各国が取り組むべき視点が示され、ニューヨークで開催された「女性2000年会議」に引き継がれました。

このように、国際社会における男女平等と人権擁護の歩みは、その内容の深まりと、世界各地域への拡がりをみせつつ、今日まで続いています。

(2) 国の取組

日本でも「世界行動計画」を受け、1975（昭和50）年には婦人問題企画推進本部が設置、1977（昭和52）年には「国内行動計画」が策定されました。「国連婦人の10年」の間に法律・制度の整備が進められ、最終年の1985（昭和60）年には「女子差別撤廃条約」が批准されました。

その後も男女共同参画施策は継続して推進され、1994（平成6）年には、総理府に「男女共同参画室」が設置され、1996（平成8）年には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。さらに1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、2000（平成12）年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2006（平成18）年には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、「男女雇用機会均等法」が一部改正されました。

2004（平成16）年と2007（平成19）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部が改正され、同じく2007（平成19）年に「男女雇用機会均等対策基本方針」策定、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。2008（平成20）年に「女性の参画加速プログラム」策定、2009（平成21）年に「育児・介護休業法」の一部改正など、男女平等と女性の人権に関する法の整備が進んでいます。

2010（平成22）年には、第3次の「男女共同参画基本計画」が策定され、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた新たな取組がスタートしています。

（3）愛知県の取組

愛知県においては、1976（昭和51）年に「青少年婦人室」が設置され、男女平等に関わる取組が本格的に始まりました。男女平等に関わる包括的施策は、政府の「新国内行動計画」（1987（昭和62）年）を受け、進められてきました。1989（平成元）年には「あいち女性プラン」が策定され、1996（平成8）年には「愛知県女性総合センター（ウイルあいち）」が開館しました。1997（平成9）年には「あいち男女共同参画2000年プラン」が、2001（平成13）年には「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、2006（平成18）年にはその後の社会情勢の変化に対応するため、「あいち男女共同参画プラン21」の中間見直しを行うとともに、2010（平成22）年に、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進していくため「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定されました。

（4）東郷町の取組

東郷町では、男女共同参画がまちづくりの重要課題であるという認識のもと、政策運営の基本指針である第4次東郷町総合計画（計画期間：2001（平成13）年度～2010（平成22）年度）の基本目標として男女共同参画社会の実現を掲げ、「男女平等意識の高揚」「まちづくり活動の男女共同参画の促進」「男女共同参画プランの策定」の3項目を挙げ、男女共同参画のまちづくりを進めることとしました。

「東郷町男女共同参画プラン」は、これらの男女共同参画施策の基本的方向と具体的施策を示す部門別計画として策定したものです。

本プラン策定にあたり、2006（平成18）年7月に東郷町男女共同参画プラン策定懇話会を設け、役場内の推進本部及び策定部会により、住民意識調査結果や各種統計資料などを評価検討し、パブリックコメントを経ました。

このプランは今後、町はもとより、在勤在住者、企業、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針となるものです。

第5次東郷町総合計画（計画期間：2011（平成23）年度～2020（平成32）年度）の基本目標Ⅲ「参画と協働で自立するまち」として、「男女それぞれの個性や能力を生かせる社会をつくる」という基本施策のもとに様々な施策に取り組んでいます。

さらに、本町の男女共同参画を推進するために、2011（平成23）年4月に東郷町男女共同参画推進条例を施行しました。

また、推進条例の制定と同時に東郷町男女共同参画審議会を設立して、2012（平成24）年に東郷町男女共同参画プランの中間見直しを行いました。

第1章 プランの基本的な考え方

1 プランの目的

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、職場・地域・学校・家庭など、社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進をめざしています。

この法の趣旨にもとづいて、地方自治体レベルでも、計画を定め、公表する責任が定められています。

東郷町のプランでは、「人権の尊重」を基礎におき、あらゆる領域における男女共同参画推進のために必要な施策を具体的に決めました。また、プランを定め、進めていく過程で、男女共同参画の視点にたって住民が参画していくことを重視して策定しました。

男女共同参画社会の実現には、このプランにもとづいて、東郷町のすべての人々や行政、企業、学校、地域社会などが目標に向けて努力していくことが必要です。

2 プランの基本理念

〈基本理念〉

男女共同参画社会基本法には、次の5つの理念が定められ、東郷町男女共同参画プランは、その理念に基づいて策定しています。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行のあり方を考えること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、いろいろな方針の決定に参画する機会を確保する必要があること。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いに協力し、社会の支援も受け、子の養育、家族の介護その他の家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにすること。

5 国際的協調

男女共同参画社会の形成は、国際社会の取組とともに歩みを進めていくこと。

3 プランの基本目標

上に述べた基本理念を施策につなげていくため、次の5つをプランの基本目標とし、それぞれの目標のもとに基本的課題と施策を設定します。

- 1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり
- 2 男女が共同で参画する地域・家庭づくり
- 3 男女平等の就業環境づくり
- 4 生涯にわたる健康と生活の充実
- 5 計画決定と推進への男女共同参画

4 プランの期間

プランの計画期間は、2008（平成20）年度から2017（平成29）年度までの10年間とします。国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応した施策を推進するため、中間年次である2012（平成24）年度にプランの中間見直しを行いました。



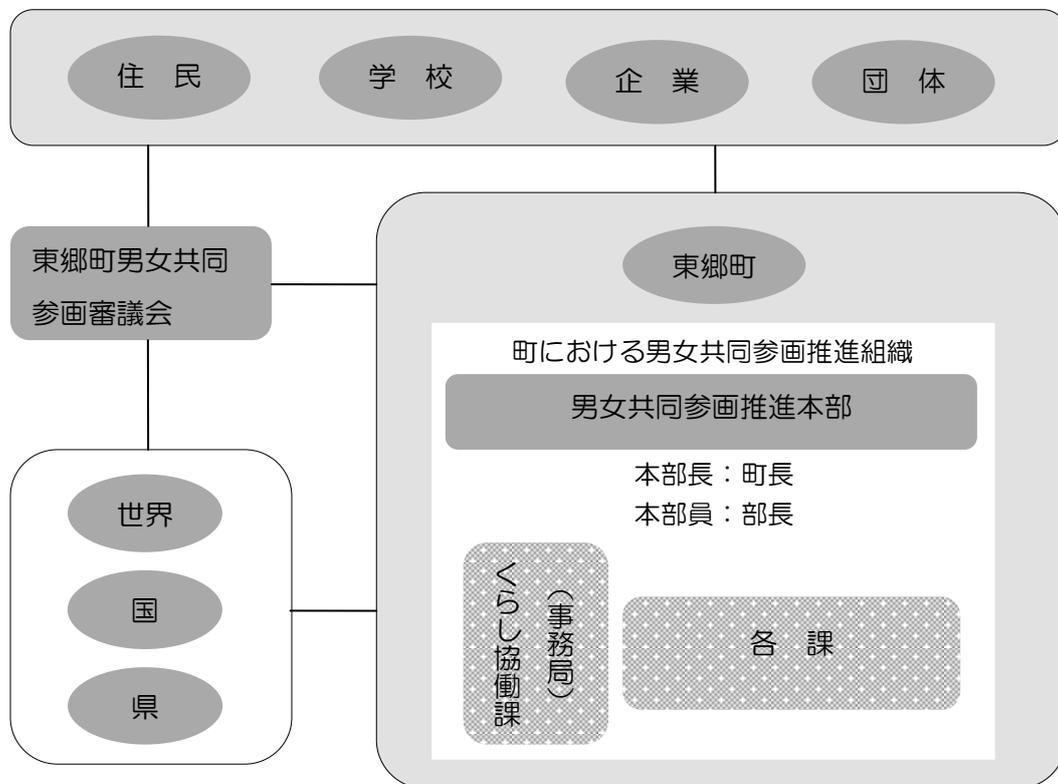
第2章 プランの推進

1 推進体制の整備

- 庁内の男女共同参画推進本部が中心となり、男女共同参画プランを推進するため、全庁をあげて積極的な取組を進めます。
- 事務局をくらし協働課に置き、総合的な施策を推進します。さらに、毎年度、各事業の取組を調査、評価します。
- プランの推進に向けて、住民一人ひとり、学校、企業、団体などあらゆる対象に働きかけます。
- 学識経験者、企業・団体の代表、公募等による「東郷町男女共同参画審議会」を設置し、毎年、プランの進捗状況の確認、評価を行います。

2 推進体制

プランの推進にあたっては、庁内の推進体制を整備強化するとともに、住民、企業、各種団体等と連携します。



推進体制図

第3章 プランの内容

1 プランの体系

基本目標

1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

2 男女が共同で参画する地域・家庭づくり

3 男女平等の就業環境づくり

4 生涯にわたる健康と生活の充実

5 計画決定と推進への男女共同参画

基本的課題

1-1 あらゆる場における男女共同参画の推進と男女平等意識の醸成

1-2 あらゆる場における男女平等教育の推進

1-3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

1-4 国際社会における男女平等との協調

2-1 地域における男女共同参画の促進

2-2 子育て家庭を支援する地域環境整備

2-3 男性の子育てを促進する環境づくり

2-4 多様な子育て・子育てへの支援

3-1 就業機会の均等な確保と女性の能力開発

3-2 職場における男女平等の推進と就業環境の整備

3-3 男女の職業生活と家庭生活の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

3-4 農業・自営層の女性の自立支援

4-1 ジェンダーの視点に基づいた生涯にわたる健康支援

4-2 性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の観点にたつ情報提供と支援

4-3 高齢者の生活安定と自立支援

4-4 障がい者の生活安定と自立支援

4-5 介護の社会化の推進

5-1 政策・方針決定への男女共同参画

5-2 住民とのパートナーシップ

5-3 情報の集積と発信

5-4 広域的な推進体制づくり

施策の方向

- 1-1-1 男女共同参画に関する啓発と情報提供
- 1-1-2 男女共同参画に関する調査・研究の実施
- 1-1-3 メディアにおける人権尊重の推進
- 1-2-1 学校教育・保育の場での男女平等教育及び啓発の推進
- 1-2-2 生涯学習の場での男女平等教育の推進
- 1-3-1 ドメスティック・バイオレンスなどへの対策の推進
- 1-3-2 職場や学校でのセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）防止対策の推進
- 1-3-3 女性に対する暴力にかかわる情報提供と相談の推進
- 1-4-1 男女共同平等に関する国際的な動向の把握と情報提供
- 1-4-2 男女共同参画の観点にたつ国際交流・協力活動の支援
- 1-4-3 男女共同参画の観点にたつ在住外国人との交流と支援
- 2-1-1 地域の団体や企業への女性登用の促進
- 2-1-2 男女共同参画に関わる団体とのネットワークの形成
- 2-2-1 子育て支援に関わる施設と環境の整備
- 2-2-2 子育てネットワークに対する支援
- 2-3-1 男性に対する子育て支援の充実
- 2-3-2 男性の子育てネットワークづくりに対する支援
- 2-4-1 ひとり親家庭などへの子育て支援の充実
- 2-4-2 障がいのある子どもをもつ家庭に対する子育て支援の充実
- 2-4-3 子どもの人権を尊重した子育て支援の推進
- 3-1-1 就業機会における平等の確保
- 3-1-2 女性の能力開発と育成
- 3-1-3 女性の再就職と起業の支援
- 3-2-1 職場における男女平等の推進と就業環境の整備
- 3-2-2 パートタイム労働等における均等待遇の確保
- 3-3-1 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）のための情報提供と意識啓発
- 3-3-2 仕事と生活の両立を可能にする、職場環境の整備
- 3-4-1 農業・自営層女性の自立支援
- 3-4-2 家内労働に従事する女性への自立支援
- 4-1-1 男女共同参画の視点にたった健康施策の推進
- 4-2-1 性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する情報提供と啓発の推進
- 4-2-2 性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の観点にたつ支援の充実
- 4-3-1 高齢者の生活安定と自立支援の推進
- 4-3-2 男女共同参画の視点にたった高齢者施策の推進
- 4-4-1 障がい者の生活安定と自立支援の推進
- 4-4-2 障がい者施策の男女共同参画の視点にたった推進
- 4-5-1 男女共同参画の視点にたった介護の社会化の推進
- 5-1-1 町政への女性参加促進
- 5-1-2 町女性職員の能力開発と女性管理職登用促進
- 5-2-1 政策立案への住民の意見反映
- 5-2-2 女性の人材育成
- 5-3-1 男女共同参画に関する情報の集積と発信
- 5-4-1 国、県、周辺市町との連携の促進
- 5-4-2 学校、企業、地域諸団体、NPO などとの連携
- 5-4-3 庁内各課と連携した男女共同参画の推進

2. 施策・事業の目標と内容

〈基本目標1〉 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

〈現状と課題〉

男女共同参画の根本には、人権尊重の思想があります。「男女共同参画社会基本法」は、日本国憲法の「個人の尊重と法の下での平等」の考え方を基礎におき、「性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会の実現をめざしています。

しかし、「男は仕事・女は家庭」という性別役割分担の意識や「重要なことの決定は男性」という考え方は、根強く残っています。「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」（2007（平成19）年）でも、「政治の場」「家庭」「職場」などとともに「社会通念・慣習・しきたり」の分野で「男性のほうが優遇されている」と感じる人が多いという結果がみられました。このような現状を変え、男女共同参画の考え方を広めていくために、地域、学校、職場など、さまざまな場で男女共同参画についての情報提供と啓発に取り組む必要があります。

人権侵害のなかでも、女性に対する暴力の問題は、とりわけ重要な課題です。日本でも配偶者間あるいは親密な関係のもとでの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）、性暴力などへの取組が進められ、これらの暴力の背後には、固定的な役割関係があるという認識が広まりつつあります。しかし、女性に対する暴力は、まだ根強くみられます。「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」でも、配偶者や交際相手から「身体的暴力」を受けたことのある人は、女性全体の17%にのぼっていました。「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を基本的課題のひとつと位置づけ、啓発と支援を進めていくことが必要です。

一方、人権の尊重と男女平等を進めるにあたって、世界的な動向を把握し、情報提供することも課題です。さらには、東郷町に在住する外国人の問題に取り組むときも、人権尊重と男女平等の観点にたって、共生と支援を行うことが求められています。

〈基本的課題〉

1-1 あらゆる場における男女共同参画の推進と男女平等意識の醸成

〈施策の方向〉

- 1-1-1 男女共同参画に関する啓発と情報提供
- 1-1-2 男女共同参画に関する調査・研究の実施
- 1-1-3 メディアにおける人権尊重の推進

〈具体的事業と事業内容〉

1-1-1 男女共同参画に関する啓発と情報提供

具体的事業	事業内容	担当課
①男女共同参画に関わる講座・セミナーの開催	講座やセミナーの開催など、住民の学習機会を提供します。その際、時間帯や開催場所の多様化を図り、性別や年齢を問わず、参加しやすいように工夫します。	くらし協働課
②住民と連携した啓発活動の企画・実施	地区の団体など各種団体と連携し、住民の意見や要望を反映させた啓発活動を企画・実施します。	くらし協働課
③広報誌やインターネットなどを通じた啓発	広報誌やホームページなどで、男女共同参画に関わる情報を提供します。	くらし協働課

1-1-2 男女共同参画に関する調査・研究の実施

具体的事業	事業内容	担当課
①男女共同参画に関わる調査の実施と公表	男女共同参画に関する総合的な調査や、個別課題に関する調査を行い、結果はプライバシーに配慮して住民に公表します。	くらし協働課
②男女共同参画に関わる研究の実施	男女共同参画に関する調査の分析や、国内外の情報を収集・分析するなど、男女共同参画に関わる研究を推進し、町政に生かしていきます。	くらし協働課

1-1-3 メディアにおける人権尊重の推進

具体的事業	事業内容	担当課
①町の広報物やホームページなどにおけるジェンダーに配慮した表現の確立	広報物やホームページなどの制作・発行にあたっては、ジェンダーの視点にたって人権に配慮した表現にするように、働きかけます。	全課
②メディア・リテラシーについての講座や学習会の開催	ジェンダーに敏感な視点で、テレビ、雑誌、インターネットなどのメディア情報を読み解き、情報発信する能力（メディア・リテラシー）を養うための講座や学習会を開催します。	くらし協働課 生涯学習課

〈基本的課題〉

1-2 あらゆる場における男女平等教育の推進

〈施策の方向〉

1-2-1 学校教育・保育の場での男女平等教育及び啓発の推進

1-2-2 生涯学習の場での男女平等教育の推進

〈具体的事業と事業内容〉

1-2-1 学校教育・保育の場での男女平等教育及び啓発の推進

具体的事業	事業内容	担当課
①学校・幼稚園・保育園などにおける、男女平等で個を大切にす教育及び啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーの視点から、教育・保育の場での性別による不必要な区別や慣習（名簿の順、持ち物の色、教職員の働きかけなど）を見直します。 ・ジェンダーの視点にたった教職員研修を行います。 	子育て支援課 保育課 学校教育課
②個を大切にした進路指導及び職業指導の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・学校において、性別に関わらず、個性と能力が尊重される進路選択ができるよう、職業意識づくりや進路指導を行います。 ・学校における進路指導を充実させるため、教職員研修を行います。 	学校教育課
③教職員構成の見直しと男女平等の促進	教職員構成の男女比の均衡等、職場の男女平等を促進します。	子育て支援課 保育課 学校教育課

1-2-2 生涯学習の場での男女平等教育の推進

具体的事業	事業内容	担当課
①多様な人生選択ができるための学習機会の充実	性別や世代を問わず、一人ひとりの個人が、多様な生き方を選択できる情報提供として、講座・セミナーなどの学習機会を充実します。	生涯学習課
②男女共同参画の視点にたった指導者養成と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーに敏感な視点をもった指導者の養成を行います。 ・男女共同参画に資する学習グループなどに対する活動支援を行います。 	暮らし協働課

③多様な人々が学習できる環境の整備	性別、世代、ライフステージを問わず、多様な人々が参加できるように、テーマを設定し、環境（託児、手話通訳、要点筆記など）を整備します。	全課
-------------------	--	----

〈基本的課題〉

1-3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

〈施策の方向〉

1-3-1 ドメスティック・バイオレンスなどへの対策の推進

1-3-2 職場や学校でのセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）防止対策の推進

1-3-3 女性に対する暴力にかかわる情報提供と相談の推進

〈具体的事業と事業内容〉

1-3-1 ドメスティック・バイオレンスなどへの対策の推進

《東郷町DV対策基本計画》

具体的事業	事業内容	担当課
①ドメスティック・バイオレンスや親密な関係のもとでの暴力を根絶するための啓発・情報提供	ドメスティック・バイオレンスや親密な関係のもとでの暴力を根絶するための意識醸成を進め、他市町村や関係機関と連携を取りつつ、情報提供を行います。	人事秘書課 子育て支援課
②ドメスティック・バイオレンスなどに関わる相談体制の整備	ドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口を開設し、県や他の相談窓口との連携も図ります。	子育て支援課
③被害者とその家族の安全確保と支援のための体制整備	暴力被害者やその家族（子ども）に対して、関係機関（病院、警察、弁護士、被害女性や支援団体のネットワーク）と連携しつつ避難場所の確保などの安全確保と支援のための体制を確立します。	子育て支援課
④被害者の自立支援策の推進	暴力被害者が自立して生活できるよう、支援策を推進します。	子育て支援課

説明

DV対策として、「配偶者暴力防止法の一部を改正する法律」の施行により、DV被害者にとって最も身近な窓口である市町村における「DV対策基本計画」の策定が、努力義務となりました。本町においても男女共同参画の新たなプランにその内容を盛り込むことにより、「東郷町DV対策基本計画」とみなし、DVに対する防止及び被害者支援策の充実を図ります。

この計画の基本目標Ⅰ、基本的課題1-3の「具体的事業と事業内容」の「ドメスティック・バイオレンスなどへの対策の推進」に係る施策を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく本町における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画（「東郷町DV対策基本計画」）とみなします。

1-3-2 職場や学校でのセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）防止対策の推進

具体的事業	事業内容	担当課
①セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）防止のための研修の実施と情報提供	セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）が人権侵害であるとの認識を広めるため、町職員に対して職場研修を開催します。	人事秘書課
②セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）防止のための広報	企業、学校、諸団体と連携した広報活動を行います。	産業振興課 子育て支援課 保育課 学校教育課 くらし協働課
③セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）の相談窓口の設置	セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）に対する町職員のための相談体制を整備します。	人事秘書課

1-3-3 女性に対する暴力にかかわる情報提供と相談の推進

具体的事業	事業内容	担当課
①女性に対する暴力に関わる情報提供	女性に対するあらゆる暴力を根絶するために、多様な場で広報・啓発し、相談窓口などの情報提供を行います。	全課

②女性に対する暴力に関わる相談体制の推進	女性に対する暴力への対応を含めた相談窓口を設置します。	子育て支援課
③女性に対する暴力に関わる職員研修の充実	暴力を受けた被害女性などに適切な対応ができるよう、職員研修を進めます。	全課

〈基本的課題〉

1-4 国際社会における男女平等との協調

〈施策の方向〉

- 1-4-1 男女平等に関する国際的な動向の把握と情報提供
- 1-4-2 男女共同参画の観点にたつ国際交流・協力活動の支援
- 1-4-3 男女共同参画の観点にたつ在住外国人との交流と支援

〈具体的事業と事業内容〉

1-4-1 男女平等に関する国際的動向の把握と情報提供

具体的事業	事業内容	担当課
①男女平等に関する国際的動向の把握	男女平等に関する国際的基準や取組状況についての情報を収集・整理します。	くらし協働課
②男女平等に関する国際的動向についての情報提供	広報やホームページなどを通して男女平等の国際的動向を住民に知らせ、各種講座やセミナーにも、男女平等の国際的動向に関する情報を盛りこみます。	くらし協働課

1-4-2 男女共同参画の観点にたつ国際交流・協力活動の支援

具体的事業	事業内容	担当課
①男女共同参画の観点にたつ国際交流・協力活動の支援	民間の国際交流団体が行う男女共同参画社会に向けた活動を支援します。	くらし協働課

1-4-3 男女共同参画の観点にたつ在住外国人との交流と支援

具体的事業	事業内容	担当課
①在住外国人のための情報提供と相談体制の充実	男女共同参画の視点にたつて、在住外国人の人々が相談できる相談窓口を設置します。その際、自国語での相談と情報提供に努めます。	くらし協働課

数値目標一覧

《基本目標1》 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

項目	現 状 (H23)	目標値 (H29)	担当課	掲載 ページ
男女共同参画推進に関する講座・講演会等の参加者数	300人	600人	くらし協働課	P.10 1-1-1①
男女共同参画情報誌の発行部数	1,500部	1,800部	くらし協働課	P.10 1-1-1③
人権擁護委員による学校での人権教室、男女共同参画に関する授業の実施校数	中学校0校 小学校1校	中学校1校 小学校1校	学校教育課 くらし協働課	P.11 1-2-1①
ドメスティック・バイオレンスに関するリーフレットによる情報提供の回数	年0回	年1回	くらし協働課 子育て支援課	P.12 1-3-1①
男女共同参画に関する在住外国人向け情報提供の回数	年0回	年1回	くらし協働課	P.14 1-4-3①

〈基本目標2〉男女が共同で参画する地域・家庭づくり

〈現状と課題〉

地域・家庭生活では、意識しないままに、性別による役割分業があらわれることがあります。「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」によると、区・自治会の会合・活動において、男性が「自分」が行うとする人の割合は女性と大差はありませんが、家事、育児、子どもの教育、子どもに関する会合・活動などは、圧倒的に女性によって担われていました。しかし、その一方で、区・自治会の長など、代表やリーダーシップを発揮する役割の多くは、もっぱら男性によって担われているのが実情です。

このような状況を変えていくため、地域の団体や委員などへの男女双方の登用を進めることが、重要な課題です。女性問題や男女共同参画に取り組んでいる諸団体の支援を進め、団体同士の交流ネットワークをつくることも必要です。

また、家庭生活での男女共同参画を進めるために、特に子育ての男女共同参画を進めることは重要な課題です。日本では、高度経済成長期以降、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方と実態がつけられ、特に子育ては「3歳までは母の手で」という考え方のもと、母親の役割と位置づけられ、地域や親族の連帯が弱まるなかで、母親の孤立育児と育児不安という問題を生みだしてきました。同時に、このような性別役割分業は、父親が子育てを行う権利を奪うものでもありました。1990年代以降、行政の子育て支援が進むなか、地域の子育てグループやNPOの活動が活発になり、行政との連携が促進されるなど、子育てをめぐる新しい動きがみられるようになってきました。男性の育児参加はまだ低調ですが、父親の子育てグループが各地で活発に活動する動きもみられます。

東郷町では「東郷町次世代育成支援行動計画」に基づいた施策を進めています。その推進にあたり、男女共同参画の視点をもって進めることが重要です。多様な保育施設・保育環境整備など女性が働きつづける条件整備や育児の悩みを解消するための支援を進めるとともに、男性を対象にした子育て支援を充実させること、ひとり親家族や障がいのある児を育てる家族など多様な家族の実態に応じた子育て支援を行うこと、さらには子どもの人権を尊重した「子育て支援」を行うことが求められています。

〈基本的課題〉

2-1 地域における男女共同参画の促進

〈施策の方向〉

2-1-1 地域の団体や企業への女性登用の促進

2-1-2 男女共同参画に関わる団体とのネットワークの形成

〈具体的事業と事業内容〉

2-1-1 地域の団体や企業への女性登用の促進

具体的事業	事業内容	担当課
①区・自治会や地域の各種団体における男女共同参画の推進	地域における男女共同参画を実現するため、区・自治会、各種団体等への男性・女性双方の参加を働きかけます。	全課
②各種委員の役職への女性の参画促進	民生・児童委員などの各種委員の役職への女性参画を促進します。	全課
③地域の企業における女性の参画促進への働きかけ	地域の企業の方針決定過程への女性参画を進めるため、性別にこだわらない人材採用や登用を働きかけます。	産業振興課

2-1-2 男女共同参画に関わる団体とのネットワークの形成

具体的事業	事業内容	担当課
①男女共同参画に関わるグループやNPOなどへの支援	女性問題や男女共同参画に取り組んでいる団体やNPOなどへの支援を進めます。	くらし協働課
②女性団体や男女共同参画に関わる団体などの交流ネットワークづくり	女性問題や男女共同参画に関わる活動に取り組んでいる団体などの交流ネットワークづくりを進めます。	子育て支援課 くらし協働課

〈基本的課題〉

2-2 子育て家庭を支援する地域環境整備

〈施策の方向〉

2-2-1 子育て支援に関わる施設と環境の整備

2-2-2 子育てネットワークに対する支援

〈具体的事業と事業内容〉

2-2-1 子育て支援に関わる施設と環境の整備

具体的事業	事業内容	担当課
①子育て支援の施設の充実と活用	子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブ等をさらに充実し、住民が子育てしやすい施設として活用します。	子育て支援課 保育課 生涯学習課
②保育環境の整備	多様な保育ニーズ（一時保育、乳児保育、延長保育、病後児保育）に対応した保育環境を整えます。	保育課
③子育てに関する多様な情報提供	子育ての不安や孤立をなくし、男女がともに育児に関わることができるよう、広報やホームページなどを通して情報提供を図ります。	子育て支援課 くらし協働課
④多様なニーズに応じた子育て支援の充実	「東郷町次世代育成支援行動計画」を男女共同参画の視点をもって運用し、多様な家族のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課 くらし協働課
⑤男女共同参画の視点にたった子育て環境の整備	講座・セミナーでの託児、男女トイレへのベビーベッド設置、働く男女が参加しやすい時間帯や場所の設定など、子育て環境を男女共同参画の観点で見直し、改善を図ります。	全課
⑥子育てについての相談支援の充実	育児や健康に関する多様な問題を相談できる相談窓口を設置します。	子育て支援課 健康課

2-2-2 子育てネットワークに対する支援

具体的事業	事業内容	担当課
①子育てネットワークに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークルやNPOなどの活動の場を提供するなど、支援を行います。 ・子育てサークルやNPOなど、子育てに関わる団体相互の連携や協力を促進します。ファミリー・サポート事業を促進し、男女の枠を超えた親同士の連携を進めます。 	子育て支援課 くらし協働課

〈基本的課題〉

2-3 男性の子育てを促進する環境づくり

〈施策の方向〉

2-3-1 男性に対する子育て支援の充実

2-3-2 男性の子育てネットワークづくりに対する支援

〈具体的事業と事業内容〉

2-3-1 男性に対する子育て支援の充実

具体的事業	事業内容	担当課
①男性に対する子育て支援の充実	・男性を対象にした子育て支援や相談事業を行います。 ・父親講座など、男性を対象にした講座やセミナーを、男性が参加しやすい内容や時間帯を工夫して、開催します。	子育て支援課 健康課

2-3-2 男性の子育てネットワークづくりに対する支援

具体的事業	事業内容	担当課
①男性の子育てネットワークづくりに対する支援	・男性が参加する子育てサークルやNPOなどの活動に対する支援を行います。 ・男性が中心となって運営する子育てサークルやNPOの育成を促進します。	子育て支援課 健康課 くらし協働課

〈基本的課題〉

2-4 多様な子育て・子育てへの支援

〈施策の方向〉

2-4-1 ひとり親家庭などへの子育て支援の充実

2-4-2 障がいのある子どもをもつ家庭に対する子育て支援の充実

2-4-3 子どもの人権を尊重した子育て支援の推進

〈具体的事業と事業内容〉

2-4-1 ひとり親家庭などへの子育て支援の充実

具体的事業	事業内容	担当課
①ひとり親家庭への子育て支援	ひとり親家庭の生活安定を図るため、家事・育児支援を充実します。	保険医療課 子育て支援課 学校教育課
②多様なライフスタイルの人々を対象にした相談事業の充実	多様なライフスタイルの人々を対象にした相談事業を、男女共同参画の視点をもって行います。	福祉課 子育て支援課 学校教育課
③多様なライフスタイルの人々の子育てネットワークの促進	多様なライフスタイルの人々が中心となって運営する子育てサークルやNPOなどに対して活動の場や情報を提供し、相互の連携や協力を促進します。	福祉課 子育て支援課 くらし協働課

2-4-2 障がいのある子どもをもつ家庭に対する子育て支援の充実

具体的事業	事業内容	担当課
①障がいのある子どもをもつ家庭に対する子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもをもつ家庭に対して、NPOやボランティア団体などと連携して適切な情報提供を行います。 ・障がいのある子どもをもつ家庭に対する子育て支援を、男女共同参画の視点をもって充実させます。 	福祉課
②障がいのある子どもをもつ家庭に対する子育て相談の充実	障がいのある子どもをもつ家庭に対する相談を、男女共同参画の視点をもって、充実させます。	福祉課 学校教育課

2-4-3 子どもの人権を尊重した子育て支援の推進

具体的事業	事業内容	担当課
①子どもを対象にした相談窓口の設置	NPOやボランティア団体などと連携して、虐待やいじめなどの問題に対して、子ども自身が相談できる窓口を設けます。	子育て支援課 学校教育課
②子どもを対象にした出会いや活動の場の提供	児童館などと連携し、子どもが多様な大人と出会ったり、子ども同士で活動できる場づくりを行います。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課

★コラム★ 《子どもの権利条約》

1989年の国連総会において採択・制定された条約で、それまでの国連の人権擁護の流れを受けて、「子どもの権利」を定めたものです。

「未成熟だから大人に保護・養育され、管理される対象」という子ども観を変更し、大人と同様に「人権」の主体としての位置を保障しようとしています。この趣旨のもと、意見表明権、表現の自由、思想・良心及び宗教の自由、集会・結社の自由、プライバシーの権利、情報へのアクセス権などが明記されています。

とはいえ、子どもを全く大人と同様に扱うということではなく、子ども固有の権利として、有害労働や麻薬、性的搾取や虐待からの保護なども定められています。日本政府は1994（平成6）年にこの条約を批准し、各自治体で子ども条例制定などの取組がなされるようになってきています。

数値目標一覧

《基本目標2》 男女が共同で参画する地域・家庭づくり

項 目	現 状 (H23)	目標値 (H29)	担当課	掲載 ページ
男女共同参画を推進する団体等と連携した事業の実施件数（累計）	1件	2件	くらし協働課	P.17 2-1-2②
放課後子ども教室を実施している小学校数	3校	全6校	生涯学習課	P.18 2-2-1①
ファミリーサポート会員登録者数	458人	600人	子育て支援課	P.18 2-2-2①
父親子育て教室を開催している児童館数	4館	全6館	子育て支援課	P.19 2-3-1①

〈基本目標3〉男女平等の就業環境づくり

〈現状と課題〉

男女雇用機会均等法では、女性に対する差別（募集・採用、配置・昇進、教育訓練、定年・退職・解雇）が法的に禁止され、就業について男女の均等な機会や待遇の確保をめざしています。

しかし、日本の女性の労働力率は、2011（平成23）年で48.2%（厚生労働省「働く女性の実情」より）にとどまっており、均等法施行後も、ほとんど上昇はみられません。妊娠、出産、育児のために仕事を中断する女性は現在でも多く、年齢階層別にみた女性労働力率のM字カーブも維持されたままです。子育て支援政策として、男性が取得できる育児休業制度が導入され、推奨されていますが、日本男性の育児休業取得率は、2011（平成23）年で2.63%（厚生労働省「雇用均等基本調査」より）にとどまっています。また、雇用形態が多様化するなか、パートタイマーや派遣労働などには、女性が多く働いているのが現状です。

2005（平成17）年3月に実施した「男女共同参画に関する東郷町職員意識調査」でも、職場での性別分業意識が強くみられ、女性回答者（117人）のうち、「昇進したいと思わない」が48.0%と、「昇進したいと思う」人（16.3%）を大きく上回り、その理由として「管理職としての自分の能力に不安があるから」をあげた人が半数を占めていました。男女の能力に差が無いと考える一方で、決断力、統率力、交渉・折衝能力などの項目で、女性より男性の方が優れていると考えられていました。

このような現状を変え、職場における男女平等を進めるために、平等な職務分担や人事配置の推進が必要です。女性が育児や介護のために仕事を中断せず、男性も家庭・地域生活と仕事との両立ができるよう、「仕事と生活の両立」（ワーク・ライフ・バランス）ができる職場環境を整備していくことも必要です。また、農業・自営業女性の自立支援も重要な課題であり、実態に応じた自立支援や条件整備を行っていくことが求められています。

〈基本的課題〉

3-1 就業機会の均等な確保と女性の能力開発

〈施策の方向〉

3-1-1 就業機会における平等の確保

3-1-2 女性の能力開発と育成

3-1-3 女性の再就職と起業の支援

〈具体的事業と事業内容〉

3-1-1 就業機会における平等の確保

具体的事業	事業内容	担当課
①男女雇用機会均等法 など法制度の周知徹底	男女雇用機会均等法など法制度の周知徹底をはかるため職場研修を実施します。	人事秘書課
	広報やホームページなどをとおして、法制度を周知します。	産業振興課

3-1-2 女性の能力開発と育成

具体的事業	事業内容	担当課
①女性の能力開発のための学習機会の充実	女性の能力開発のためのセミナーや講座を、企業や商工会とも連携を図り、実施します。	産業振興課
②女性の積極的登用と人材育成	女性の研修参加を進めるなど、女性の人材育成を図ります。	全課

3-1-3 女性の再就職と起業の支援

具体的事業	事業内容	担当課
①女性の再就職や再雇用支援の充実	女性の再就職、再雇用支援のために、資格取得や能力開発、技術支援などの講座やセミナー、研修を行います。	産業振興課
②女性の起業支援	女性の起業を支援するための講座、セミナーの開催や、広報やホームページを通しての情報提供を行います。	くらし協働課 産業振興課

〈基本的課題〉

3-2 職場における男女平等の推進と就業環境の整備

〈施策の方向〉

3-2-1 職場における男女平等の推進と就業環境の整備

3-2-2 パートタイム労働等における均等待遇の確保

〈具体的事業と事業内容〉

3-2-1 職場における男女平等の推進と就業環境の整備

具体的事業	事業内容	担当課
①男女平等に関する啓発・情報提供	企業や商工会との連携を図り、職場における男女平等と就業環境整備を進めるための講演会やセミナーを支援します。	産業振興課
②男女平等の積極的推進	企業や商工会と連携して、男女平等の職務分担や職務配置に関する啓発を進めます。	産業振興課
③町職員における男女平等の積極的推進と環境整備	町職員の職務分担、人事配置、男女の育児休業等取得促進やセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）防止対策促進などにおいて、率先して男女平等を推進し、環境を整備します。	人事秘書課
④町の委託事業者に対する男女平等の推進	町の委託事業者に対し、男女平等の推進に関する協力を依頼します。	全課

3-2-2 パートタイム労働等における均等待遇の確保

具体的事業	事業内容	担当課
①パートタイム労働等における均等待遇確保に関する啓発と情報提供	パートタイム労働等の雇用管理の改善と均等待遇を図るため、情報提供と啓発を進めます。	産業振興課

〈基本的課題〉

3-3 男女の職業生活と家庭生活の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

〈施策の方向〉

3-3-1 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）のための情報提供と意識啓発

3-3-2 仕事と生活の両立を可能にする、職場環境の整備

〈具体的事業と事業内容〉

3-3-1 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）のための情報提供と意識啓発

具体的事業	事業内容	担当課
①住民への情報提供と意識啓発	広報などを通して「仕事と生活の両立」（ワーク・ライフ・バランス）にかかわる情報を提供します。	くらし協働課 産業振興課
②事業者への情報提供と啓発	男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立することができるよう、事業者に対して、育児・介護休業促進や労働時間短縮、次世代育成支援対策の推進に関する啓発を行います。	子育て支援課 くらし協働課 産業振興課

3-3-2 仕事と生活の両立を可能にする、職場環境の整備

具体的事業	事業内容	担当課
①企業に対する、「仕事と生活の両立」の奨励	次世代育成支援について優れた取組を行なっている企業の事例紹介など、企業の「仕事と生活の両立」を奨励する施策を行います。	子育て支援課
②町職員における「仕事と生活の両立」の推進	町職員に対して育児・介護休業の取得や年次休暇取得を呼びかけるとともに、仕事と生活の両立を可能にする職場環境の整備を行います。	人事秘書課

〈基本的課題〉

3-4 農業・自営層の女性の自立支援

〈施策の方向〉

3-4-1 農業・自営層女性の自立支援

3-4-2 家内労働に従事する女性への自立支援

〈具体的事業と事業内容〉

3-4-1 農業・自営層女性の自立支援

具体的事業	事業内容	担当課
①農業・自営層の男女共同参画に関わる情報提供と啓発	・家族経営協定や「あいち農山漁村男女共同参画プラン」に関わる情報提供を行い、農業・自営業女性の地位向上に向けた啓発を行います。 ・女性農業者等に対して情報提供・研修、相談、情報交換や販売場所提供などの形で、支援を行います。	産業振興課
②農業・自営層を対象にした介護の社会化の積極的推進	農業・自営層を対象に介護の社会化の情報を提供し、介護の社会化を進めるための条件整備を行います。	長寿介護課 産業振興課

3-4-2 家内労働に従事する女性への自立支援

具体的事業	事業内容	担当課
①家内労働に従事する女性への支援	家内労働に従事する女性の労働と生活の実態を把握し、その支援のための課題を明らかにし、問題点やニーズに対応します。	産業振興課

★コラム★ 《家族経営協定》

「家族経営協定」とは、農業や自営業に従事している家族が、一人ひとりを尊重するために役割分担や報酬、休日、保障などのルールを決める協定のことをいいます。東郷町では2012（平成24）年3月の時点で、家族経営協定を結んでいる世帯は3件です。特に「家族従業者」として働いている女性のために、家族経営協定について、広く知らせていくことが必要です。

数値目標

《基本目標3》 男女平等の就業環境づくり

項目	現 状 (H23)	目標値 (H29)	担当課	掲載 ページ
町男性職員の育児休業取得率	0%	16.0%	人事秘書課	P.24 3-2-1③
企業（会社・商店）向け男女共同参画に関する情報提供の回数	年1回	年2回	産業振興課 くらし協働課	P.25 3-3-1②
広報などによるワーク・ライフ・バランスに関する情報提供の回数	年1回	年2回	産業振興課 くらし協働課	P.25 3-3-1①②
ファミリー・フレンドリー企業認定数 （累計）	2 事業所	3 事業所	産業振興課	P.25 3-3-2①
家族経営協定を結んでいる世帯数	3 件	5 件	産業振興課	P.26 3-4-1①

〈現状と課題〉

日本国憲法に定められているように、すべての人には生涯にわたり、「健康で文化的な」生活を送る権利があります。ジェンダーの視点から「健康」に関する権利をみたとき重要なのは、性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の保障です。

性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）とは、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全に性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、産まないかなどについて、当事者である女性の自己決定を尊重する考え方です。この視点から日本の現状をみると、若い世代の人々が性の自己決定に関わる正確な情報を知る機会が与えられていなかったり、不妊に悩むカップルが他の選択肢に関する情報を十分に示されずに「不妊治療」を選択するなど、性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）が保障されていない場面は少なくありません。

「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」によると、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人は、回答者のうち、わずか4.5%にすぎませんでした。性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の観点にたった情報提供と支援を進め、妊娠・出産における健康が保障される社会環境を整えていくことは、重要な課題です。

また、高齢者世帯が増加するなか、家族介護の限界が明らかになり、介護保険制度の導入にともなって、介護の社会化に対する認識が広まりつつあります。しかし、家族による介護も専門家による介護も、もっぱら女性によって担われる傾向があります。高齢者の自立と介護の社会化に、男女共同参画の視点にたって取り組むことが必要です。

障がいのある人への自立支援と生活安定に対しても同様に、男女共同参画の視点にたって施策を進めることが求められています。

〈基本的課題〉

4-1 ジェンダーの視点に基づいた生涯にわたる健康支援

〈施策の方向〉

4-1-1 男女共同参画の視点にたった健康施策の推進

〈具体的事業と事業内容〉

4-1-1 男女共同参画の視点にたった健康施策の推進

具体的事業	事業内容	担当課
①健康プログラムの男女共同参画の視点にたった推進	「いきいき東郷21」「国保の特定健診等実施計画に基づく健診」などに基づいた総合的健康プログラムの実施にあたって、性別やライフステージ、仕事の有無など多様な状況に応じた健診を実施するなど、男女共同参画の視点にたった、健康施策を実施します。	健康課 保険医療課 くらし協働課

〈基本的課題〉

4-2 性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の観点にたった情報提供と支援

〈施策の方向〉

4-2-1 性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する情報提供と啓発の推進

4-2-2 性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の観点にたった支援の充実

〈具体的事業と事業内容〉

4-2-1 性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する情報提供と啓発の推進

具体的事業	事業内容	担当課
①性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する啓発の推進	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認識の浸透を図るため、講座・セミナーを実施します。	くらし協働課
②性の尊重に関する教育・啓発の充実	パートナー同士が互いの性を尊重するために、学校等における性教育や教職員など指導者に対する研修を行い、意識啓発を進めます。	学校教育課

③HIV/エイズ、性感染症についての知識啓発と相談	性に関して正しい知識を得るため、HIV/エイズや性感染症についての正しい知識を啓発し、相談窓口を設けます。	くらし協働課
---------------------------	---	--------

4-2-2 性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の観点にたつ支援の充実

具体的事業	事業内容	担当課
①性と生殖に関する相談体制の充実	性と生殖に関する相談窓口を設けるとともに、ジェンダーに敏感な視点で相談ができる相談員を育成します。	くらし協働課
②妊娠・出産期における女性の健康支援と環境整備	母性保護や健康管理についての啓発と情報提供を進め、妊産婦健診の充実など、安心して妊娠・出産できる環境整備を行います。	健康課 くらし協働課

〈基本的課題〉

4-3 高齢者の生活安定と自立支援

〈施策の方向〉

4-3-1 高齢者の生活安定と自立支援の推進

4-3-2 男女共同参画の視点にたった高齢者施策の推進

〈具体的事業と事業内容〉

4-3-1 高齢者の生活安定と自立支援の推進

具体的事業	事業内容	担当課
①高齢者の生きがい支援と社会参加の促進	高齢者を対象にした学習機会や就労機会の提供、老人クラブ活動の充実など、高齢者の生きがい支援と社会参加を、男女共同参画の視点にたつて推進します。	長寿介護課 産業振興課
②高齢者の生活自立支援	・高齢者の生活自立を支援するための講座やセミナーを開催します。 ・特に男性やひとり高齢者の参加を促します。	長寿介護課 健康課
③高齢者の経済的自立支援	高齢者が貧困に陥らないよう、経済的自立支援を進めます。	福祉課 長寿介護課

4-3-2 男女共同参画の視点にたった高齢者施策の推進

具体的事業	事業内容	担当課
①男女共同参画の視点にたった高齢者福祉施策の推進	「東郷町高齢者保健福祉計画」など、高齢者を対象にした施策を、男女共同参画の視点にたった推進します。	長寿介護課

〈基本的課題〉

4-4 障がい者の生活安定と自立支援

〈施策の方向〉

4-4-1 障がい者の生活安定と自立支援の推進

4-4-2 障がい者施策の男女共同参画の視点にたった推進

〈具体的事業と事業内容〉

4-4-1 障がい者の生活安定と自立支援の推進

具体的事業	事業内容	担当課
①男女共同参画の視点にたった障がい者自立のための支援の推進	男女共同参画の観点から障がい者の自立支援の現状を見直し、障がい者自立支援を推進します。	福祉課
②NPO などと連携した支援環境整備の推進	NPO やボランティア団体などと連携して、障がい者自立支援と生活安定を推進します。 NPO など団体の選定の際には、男女共同参画の視点で運営されていることを基準とします。	福祉課

4-4-2 障がい者施策の男女共同参画の視点にたった推進

具体的事業	事業内容	担当課
①男女共同参画の視点にたった障がい者施策の推進	「東郷町障がい者計画」「東郷町障がい者福祉計画」などを男女共同参画の視点にたった推進します。	福祉課

〈基本的課題〉

4-5 介護の社会化の推進

〈施策の方向〉

4-5-1 男女共同参画の視点にたった介護の社会化の推進

〈具体的事業と事業内容〉

4-5-1 男女共同参画の視点にたった介護の社会化の推進

具体的事業	事業内容	担当課
①介護の社会化と介護分野での男女共同参画に関する情報提供と啓発	介護は、家族だけではなく、社会全体で担う仕事であること、介護分野での男女共同参画を進める必要があることを、広報などを通して啓発・情報提供するとともに、講座やセミナーなど学習機会を設けます。	長寿介護課
②男女共同参画にもとづく介護環境の整備と推進	介護 NPO・ボランティア活動を広げるなど介護環境を整備し、介護の分野での男女共同参画を促進します。	長寿介護課
③事業者や NPO などと連携した介護の社会化の推進	介護をになう事業者や NPO、ボランティア団体などへの支援を行います。その際、男女共同参画視点にたっって運営されているかどうかを選択の基準にいます。	長寿介護課

数値目標一覧

《基本目標4》 生涯にわたる健康と生活の充実

項 目	現状 (H23)	目標値 (H29)	担当課	掲載 ページ
特定健康診査受診率	42.9%	60.0%	保険医療課	P.29 4-1-1①
小中学校で「性」、「いのち」などをテーマにした講義を実施した回数	各校1回	各校2回	学校教育課	P.29 4-2-1②
妊産婦健康診査受診率	98.4%	100%	健康課	P.30 4-2-2②
新生児訪問の訪問率	93.3%	100%	健康課	P.30 4-2-2②
乳幼児健康(1歳6か月児)診査受診率	98.4%	100%	健康課	P.30 4-2-2②
高齢者の自立支援講座の参加者数(男性のための料理・ウォーキング入門)の参加者数	12人	15人 (募集定員数)	健康課	P.30 4-3-1②
障がい者(児)のための相談支援事業の相談件数	789件	1,539件	福祉課	P.31 4-4-1①
家族介護者(男女問わず)のための講座(ハートフルケアセミナー、家族支援プログラム)の受講者数(延べ人数)	35人	60人 (募集定員数)	長寿介護課	P.32 4-5-1①

〈基本目標5〉 計画決定と推進への男女共同参画

〈現状と課題〉

男女共同参画は、あらゆる分野で推進される必要がありますが、とりわけ政策・方針決定の場への女性の参画を進めることは重要です。世界経済フォーラムが各国の男女間の格差を数値化しランク付けしたジェンダーギャップ指数（GGI）をみると、日本のGGIは、2012（平成24）年で135か国中101位と低いレベルにとどまっています。東郷町についてみると、審議会などの女性委員の割合は、2012（平成24）年は23.47%で、町職員の管理職にしめる女性の割合は、2012（平成24）年は11.11%と政策・方針決定の場への女性登用率は決して高いとはいえません。

政策・方針決定への男女共同参画を推進するために、まず町が率先して審議会委員や管理職への女性登用を進めることが課題です。また、政策立案過程に住民の意見を反映させるための制度の充実、男女共同参画に取り組む団体やNPOへの支援、女性リーダーの養成など、多様なかたちで住民、とりわけ女性の決定過程への参画を促進すること、あわせて、国・県・周辺市町、地域の学校・企業・諸団体および庁内各部課と連携をとり、広域的な推進体制をつくることが求められています。

★コラム★ 《ジェンダー・ギャップ指数（GGI Gender Gap Index）》

国連開発計画（UNDP）による2011（平成23）年のデータで、日本は「人間開発指数（HDI）」（※1）187か国中12位、「ジェンダー不平等指数（GII）」（※2）146か国中14位でしたが、世界経済フォーラムによる「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」（※3）は、2011（平成23）年は135か国中98位、2012（平成24）年は、101位と大きく下がります。

このことは、男女の格差による日本女性の政治・社会的地位の低さを示すものです。

※1 人間開発指数（HDI Human Development Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したものである。

具体的には、出席時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出している。

※2 ジェンダー不平等指数（GII Gender Inequality Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするものである。

次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】 妊産婦死亡率、15～19歳の女性 1,000人当たりの出生数

【エンパワーメント】 国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）

【労働市場】 労働力率（男女別）

※3 ジェンダー・ギャップ指数（GGI Gender Gap Index）

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、性別による格差を明らかにすることができる。

具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】 労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率

【教育分野】 識字率、初等・中等・高等教育の各在学率

【保健分野】 新生児の男女比率、健康寿命

【政治分野】 国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数

〈基本的課題〉

5-1 政策・方針決定への男女共同参画

〈施策の方向〉

5-1-1 町政への女性参加促進

5-1-2 町女性職員の能力開発と女性管理職登用促進

〈具体的事業と事業内容〉

5-1-1 町政への女性参加促進

具体的事業	事業内容	担当課
①審議会等への女性委員の積極的登用促進	町の審議会・委員会等への女性委員登用を進めます。2018（平成30）年には女性委員を30%以上にすることを目標にします。	全課

②女性登用率の調査と評価	女性委員登用率の状況を定期的に調査し、評価したあとに公表します。	くらし協働課
--------------	----------------------------------	--------

5-1-2 町女性職員の能力開発と女性管理職登用促進

具体的事業	事業内容	担当部署
①女性職員の能力開発と活用促進	女性職員の能力開発を図り、積極的職務分担や人事配置による女性活用を進めます。	全課
②女性職員の管理職登用促進	女性職員の管理職登用を積極的に進めます。	人事秘書課

〈基本的課題〉

5-2 住民とのパートナーシップ

〈施策の方向〉

5-2-1 政策立案への住民の意見反映

5-2-2 女性の人材育成

〈具体的事業と事業内容〉

5-2-1 政策立案への住民の意見反映

具体的事業	事業内容	担当課
①公募制の促進	各種審議会などの委員選出にあたっては、公募制を積極的に取り入れます。公募委員の選出にあたって、女性の積極的登用を進めます。	全課
②パブリックコメント制度（市民意見提出制度）などの活用	町政の政策立案過程に女性の意見や考え方を取り入れることができるように、パブリックコメント制度などの活用により、意見公募の機会を設けます。	全課
③審議会などの公開	各種審議会・委員会に対して、住民の傍聴を進め、審議過程をホームページなどで公開します。	全課

5-2-2 女性の人材育成

具体的事業	事業内容	担当課
①女性地域リーダーの養成	女性が意思決定や政策立案過程で活躍できるよう、女性リーダーの育成を進めます。	くらし協働課
②女性の人材情報の整備	女性の人材情報に関するデータベースを整備し、審議会等の委員として活躍できるよう、活用します。	くらし協働課

〈基本的課題〉

5-3 情報の集積と発信

〈施策の方向〉

5-3-1 男女共同参画に関する情報の集積と発信

〈具体的事業と事業内容〉

5-3-1 男女共同参画に関する情報の集積と発信

具体的事業	事業内容	担当課
①男女共同参画に関わる情報の集積と提供	男女共同参画に関する国内外の資料や情報を収集・整理し、「男女共同参画情報コーナー」を設置し、閲覧、利用の場とします。	くらし協働課
②男女共同参画に関わる情報交換とネットワークのための場の提供	男女共同参画に関わる情報交換とネットワークを進めるため、「東郷町男女共同参画センター（仮称）交流コーナー」を設けます。	くらし協働課
③男女共同参画に関する情報の発信	広報、ホームページ、回覧板、各種講座やセミナーなど、多様な方法で男女共同参画に関わる情報を発信します。	くらし協働課

〈基本的課題〉

5-4 広域的な推進体制づくり

〈施策の方向〉

5-4-1 国、県、周辺市町との連携の促進

5-4-2 学校、企業、地域諸団体、NPOなどとの連携

5-4-3 庁内各課と連携した男女共同参画の推進

〈具体的事業と事業内容〉

5-4-1 国、県、周辺市町との連携の促進

具体的事業	事業内容	担当課
①国・県との連携	男女共同参画に関する国、愛知県の政策動向を把握し、連携するとともに、東郷町の男女共同参画施策の動向について、住民に情報提供を行います。	くらし協働課
②周辺市町との連携	周辺市町と男女共同参画施策に関する情報交換及び連携を行い、周辺市町の動向について、住民に情報提供を行います。	くらし協働課

5-4-2 学校、企業、地域諸団体、NPOなどとの連携

具体的事業	事業内容	担当課
①学校、企業、地域諸団体・NPOなどの連携	学校、企業、地域諸団体、NPOなどとの連携を図りながら男女共同参画施策を推進します。	全課

5-4-3 庁内各課と連携した男女共同参画の推進

具体的事業	事業内容	担当課
①庁内各課との連携	男女共同参画の推進にあたって、庁内各課との連携を図っていきます。	くらし協働課
②町政の課題への男女共同参画の視点の導入	社会情勢に応じて設定される町政の課題を実行するにあたって、男女共同参画の視点を入れていきます。	全課

数値目標

《基本目標5》 計画決定と推進への男女共同参画

項目	現状 (H23)	目標値 (H29)	担当課	掲載 ページ
審議会等への女性の登用率	23.5%	30.0%	くらし協働課	P.35 5-1-1①
男女共同参画情報コーナーの関連図書 の設置数（役場1階ロビー・図書館）	102冊	200冊	くらし協働課	P.37 5-3-1①

資 料

資料1	数値目標一覧	41
資料2	用語集	43
資料3	関連資料	46
資料4	東郷町男女共同参画推進条例	56
資料5	東郷町男女共同参画審議会規則	59
資料6	男女共同参画社会基本法	60
資料7	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例	64
資料8	男女共同参画に関する年表	69
資料9	策定経過	73
資料10	委員名簿	76

資料1 数値目標

数値目標一覧

《基本目標1》 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

項目	現状 (H23)	目標値 (H29)	担当課	掲載 ページ
男女共同参画推進に関する講座・講演会等の参加者数	300人	600人	くらし協働課	P.10 1-1-1①
男女共同参画情報誌の発行部数	1,500部	1,800部	くらし協働課	P.10 1-1-1③
人権擁護委員による学校での人権教室、男女共同参画に関する授業の実施校数	中学校0校 小学校1校	中学校1校 小学校1校	学校教育課 くらし協働課	P.11 1-2-1①
ドメスティック・バイオレンスに関するリーフレットによる情報提供の回数	年0回	年1回	くらし協働課 子育て支援課	P.12 1-3-1①
男女共同参画に関する在住外国人向け情報提供の回数	年0回	年1回	くらし協働課	P.14 1-4-3①

《基本目標2》 男女が共同で参画する地域・家庭づくり

項目	現状 (H23)	目標値 (H29)	担当課	掲載 ページ
男女共同参画を推進する団体等と連携した事業の実施件数（累計）	1件	2件	くらし協働課	P.17 2-1-2②
放課後子ども教室を実施している小学校数	3校	全6校	生涯学習課	P.18 2-2-1①
ファミリーサポート会員登録者数	458人	600人	子育て支援課	P.18 2-2-2①
父親子育て教室を開催している児童館数	4館	全6館	子育て支援課	P.19 2-3-1①

《基本目標3》 男女平等の就業環境づくり

項目	現状 (H23)	目標値 (H29)	担当課	掲載 ページ
町男性職員の育児休業取得率	0%	16.0%	人事秘書課	P.24 3-2-1③
企業（会社・商店）向け男女共同参画に関する情報提供の回数	年1回	年2回	産業振興課 くらし協働課	P.25 3-3-1②

広報などによるワーク・ライフ・バランスに関する情報提供の回数	年1回	年2回	産業振興課 くらし協働課	P.25 3-3-1①②
ファミリー・フレンドリー企業認定数 (累計)	2事業所	3事業所	産業振興課	P.25 3-3-2①
家族経営協定を結んでいる世帯数	3件	5件	産業振興課	P.26 3-4-1①

《基本目標4》 生涯にわたる健康と生活の充実

項目	現状 (H23)	目標値 (H29)	担当課	掲載 ページ
特定健康診査受診率	42.9%	60.0%	保険医療課	P.29 4-1-1①
小中学校で「性」、「いのち」などをテーマにした講義を実施した回数	各校1回	各校2回	学校教育課	P.29 4-2-1②
妊産婦健康診査受診率	98.4%	100%	健康課	P.30 4-2-2②
新生児訪問の訪問率	93.3%	100%	健康課	P.30 4-2-2②
乳幼児健康(1歳6か月児)診査受診率	98.4%	100%	健康課	P.30 4-2-2②
高齢者の自立支援講座の参加者数(男性のための料理・ウォーキング入門)の参加者数	12人	15人 (募集定員数)	健康課	P.30 4-3-1②
障がい者(児)のための相談支援事業の相談件数	789件	1,539件	福祉課	P.31 4-4-1①
家族介護者(男女問わず)のための講座(ハートフルケアセミナー、家族支援プログラム)の受講者数(延べ人数)	35人	60人 (募集定員数)	長寿介護課	P.32 4-5-1①

《基本目標5》 計画決定と推進への男女共同参画

項目	現状 (H23)	目標値 (H29)	担当課	掲載 ページ
審議会等への女性の登用率	23.5%	30.0%	くらし協働課	P.35 5-1-1①
男女共同参画情報コーナーの関連図書 の設置数(役場1階ロビー・図書館)	102冊	200冊	くらし協働課	P.37 5-3-1①

資料2 用語集

() 内は、具体的施策番号など

[ABC 順]

- ▼NPO (NonProfit Organization)〔2-1-2、2-2-2、2-3-2、2-4-1、2-4-2、2-4-3、4-4-1、4-5-1、5 現状と課題、5-4-2〕
民間非営利組織のこと。1998年にNPO法が成立してからは、NPO(特定非営利活動)法人格を持つ団体が増えていますが、一般的には、法人格の有無にかかわらず、社会や地域のために営利を求めず活動しているボランティア団体、市民活動団体など、広い意味で用いられます。NPOには、次のような特性があります。
- ・団体としての名前と意思決定のルールがあり、複数のメンバーがいる。
 - ・行政機関の一部でない。(民間・非政府の立場)
 - ・剰余利益を関係者で分配しない。(利益非分配・非営利の立場)
 - ・他の団体に従属せず、自立的に運営している。
 - ・参加したい人に対して開かれている。

[あ行]

- ▼あいち農山漁村男女共同参画プラン〔3-4-1〕
農業・農村における男女共同参画を推進するため、平成6年3月に愛知県が策定した「あいち農山漁村女性プラン」を改訂・発展させたプランとして、平成16年3月に策定されました。女性農業者の農村生活アドバイザー認定、家族経営協定締結の普及、農村女性起業ネットワークの支援等を行っています。
- ▼いきいき東郷21〔4-1-1〕
平成15年3月に東郷町が策定した、生涯にわたる総合的な健康づくり支援のための計画です。健康づくりを通して、一人ひとりの生活の質(QOL)を高めることを目指しています。

[か行]

- ▼介護の社会化〔3-4-1、基本目標4〈現状と課題〉、4-5-1〕
介護を社会の責任として、社会全体で担っていくこと。介護はこれまで、家族によって担われる傾向にありましたが、急速な高齢化にともない家族介護の限界が指摘され、介護の社会化に向けた制度の整備が進められてきました。日本では介護を支える仕組みとして、介護保険法が1997(平成9)年に成立し、2000(平成12)年4月から実施されています。
- ▼家族経営協定〔3-4-1〕
→26ページ コラム参照
- ▼家内労働〔3-4-2〕
製造・加工業者等から委託を受け、本人又は同居の家族とともに、物品の製造・加工に従事し、主として工賃を得て働く働き方。典型的な家内労働として、内職があげられます。
- ▼間接差別
特定のグループの人に不利な結果をもたらす、正当性のない基準や条件のこと。性差別に即して言うと、形式的には性中立的な基準や条件であっても、それを適用した結果、一方の性に著しく不利な結果をもたらす、その基準等に合理性、正当性が認められない場合、間接差別とみなされます。
- ▼国際婦人年〔序章 1(1)世界の動き〕
1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年と決定しました。
- ▼子育て支援センター(地域子育て支援センター)〔2-2-1〕
次世代育成支援施策の展開の中で、地域に設けられるようになった子育て支援施設のことです。単独で設営されたもの、保育所などに併設されるものなど、形式は多様です。

子育て家庭の育児不安などに関する相談や子育てサークルの育成支援など、地域子育て支援の中核施設としての役割を担っています。

[さ]行

▼子どもの権利条約

→21ページ コラム参照

▼ジェンダー（社会的性別）（1-1-3、1-2-2）

社会的・文化的に形成された性別をあらわす言葉。もともとは言語学の用語で、文法上の性別を意味する言葉でしたが、1970年代以降の女性学の高まりのなかで、社会的・文化的な性別をあらわす言葉として、用いられるようになりました。今日では、「性」を考える基本用語となっています。

▼ジェンダー不平等指数（GII Gender Inequality Index）

→35ページ コラム参照

▼ジェンダーギャップ指数（GGI Gender Gap Index）

→35ページ コラム参照

▼女性に対する暴力（1〈現状と課題〉、1-3-3）

女性に対するあらゆる暴力行為であって、肉体的、性的、心理的な障害や苦しみをもたらす行為やそのような行為を行う脅迫などをいいます。性犯罪、売買春、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などを含み、女性の基本的人権を侵害するものです。

▼性別役割分担意識（固定的性別役割分担）（基本目標1 現状と課題）

性別役割分担は、役割が性別に基づいて区分され、女性と男性が異なる役割を担う状態のことです。近代資本主義社会は「男性は稼得役割・女性は家事役割」という、仕事と家庭の性別役割分担を生みだしました。その後、女性の職場進出が進んでも、「男性は主たる稼ぎ手」「女性の第一の役割は家事・育児」などという形で、性別役割分担は存在しています。性別役割分担意識は、このような固定的性別役割分担を支持する意識のことです。

▼セクハラ（セクシュアル・ハラスメント／Sexual harassment）〔1-3-2、3-2-1〕

職場や学校などの公的な場において、相手の意に反して行われる性的な言動のこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれます。男女雇用機会均等法では、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」と規定されています。

▼積極的改善措置（ポジティブ・アクション／Positive action）

差別を是正するための積極的措置のこと。過去の差別の結果を是正するためには、単なる機会の平等では不足であり、より積極的な措置が必要だという考え方に基づいています。募集、採用、昇進等の手続きの明確化、数的達成目標の設定、割当て制の採用などの方法があります。男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法にも、積極的改善措置についての規定がなされています。

[た]行

▼男女共同参画

1990年代から日本政府が採用した、男女平等社会の理念。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」と規定されています。

▼ドメスティック・バイオレンス (Domestic violence, DV)〔1-3-1〕

配偶者・恋人など親密な関係にある男女間で起こる暴力。具体的には、殴る、蹴るなど身体的暴力、人格を傷つけるような言葉・態度による精神的暴力、生活費を渡さないなど、相手を経済的に困難な状況に追い込む経済的暴力、望まない性行為の強要などの性的暴力、外出を制限する、地域活動や職業活動などの社会活動を制限する社会的暴力があります。

[な]行

▼人間開発指数 (HDI Human Development Index)
→34ページ コラム参照

[は]行

▼ファミリー・サポート事業〔2-2-2〕

ファミリー・サポート・センターによる子育て支援事業。子育てのために援助を受けたい人と、援助を提供したい人が会員となり、サポート会員が依頼会員の子どもを預かる仕組みです。ファミリー・サポート・センターの設立運営は市町が行っています。東郷町では2004(平16)年1月から、子育て支援のためのファミリー・サポート・センターが活動を開始し、子育て中の人、仕事や急な用事などで子どもの世話ができないときに、一時的・臨時的に地域の人、子どもを預かる援助活動の調整を行っています。

▼ファミリー・フレンドリー企業

ファミリー・フレンドリー企業とは、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のことをいいます。

[ま]行

▼メディア・リテラシー〔1-1-3〕

メディアの情報を主体的に読み解き、自らも発信することができる能力のことをいいます。情報化が進展する中、人々の現実認識にメディアが与える影響は増大しています。そのような中、メディアがどのような視点や方法で現実を作り出し、メディアの仕組みがどのような偏りを生みだすのかなどの理解を含め、メディアとその情報を相対化して分析・評価し、自らもメディアを使い、発信できる力の重要性は強まっています。

[ら]行

▼リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (Reproductive health/right)〔序章 1(1)世界の動き、基本目標4 現状と課題、基本的課題4-2、4-2-1、4-2-2〕

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全に性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、産まないかなどについて、当事者である女性の自己決定を尊重する考え方のことです。1994年にカイロで開催された「国連人口・開発会議」ではじめて提起され、翌年の第4回世界女性会議(北京会議)においても確認されました。

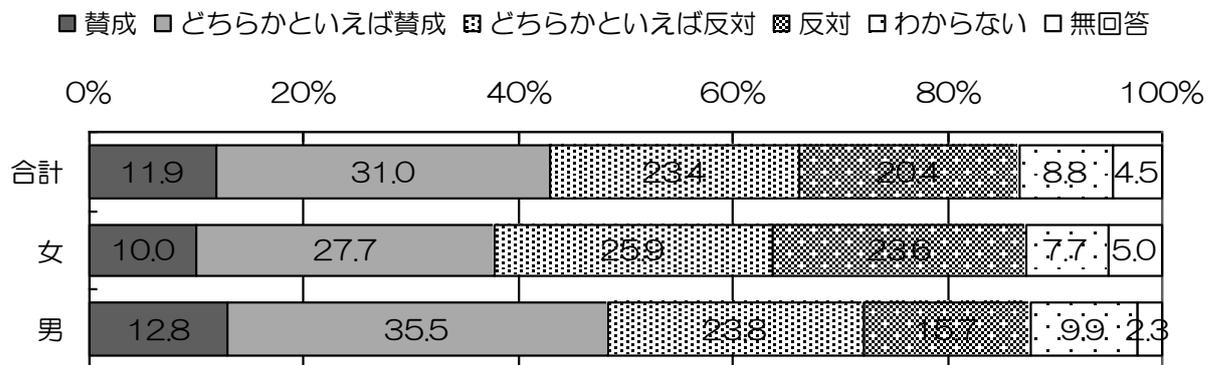
資料3 関連資料

〈基本目標1〉人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり 関連

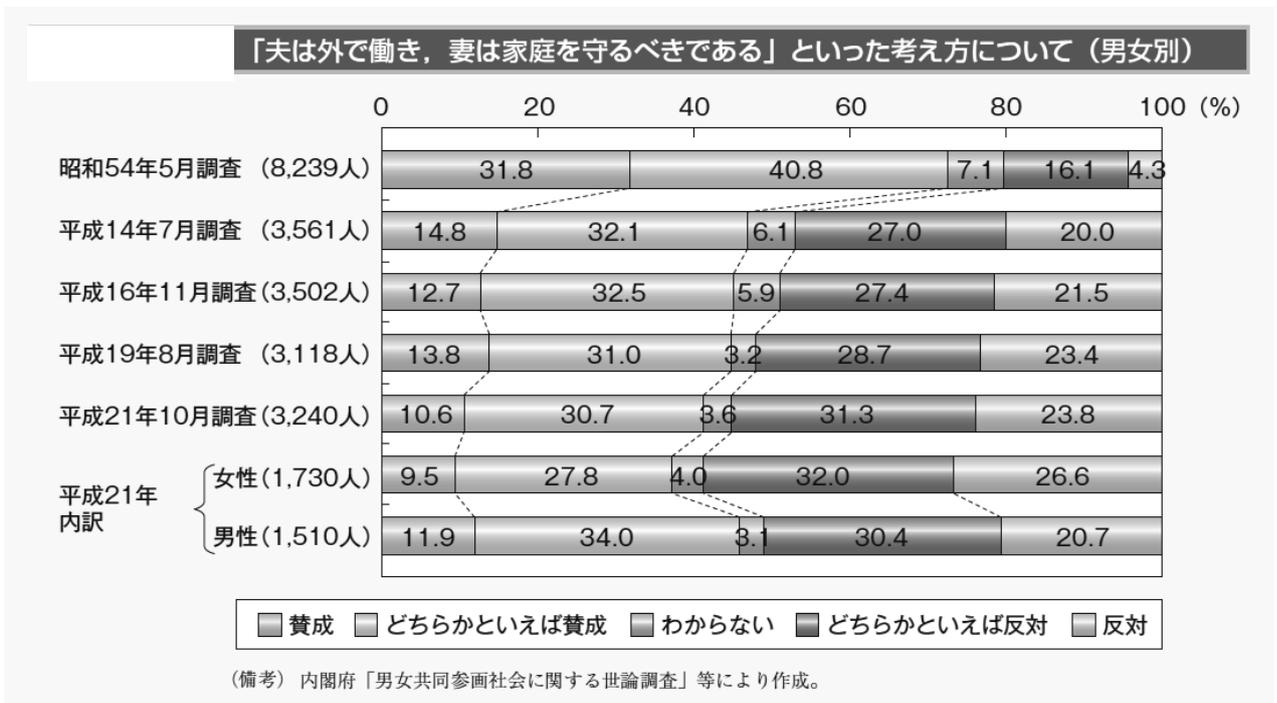
〈家庭観「男は仕事・女は家庭」〉

○「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に肯定的意見は43%、否定的意見は44%とほぼ同じ割合であった。

○男女の回答を比べると、反対する人の割合が女性50%、男性40%と、女性のほうが反対する人の割合が高い。



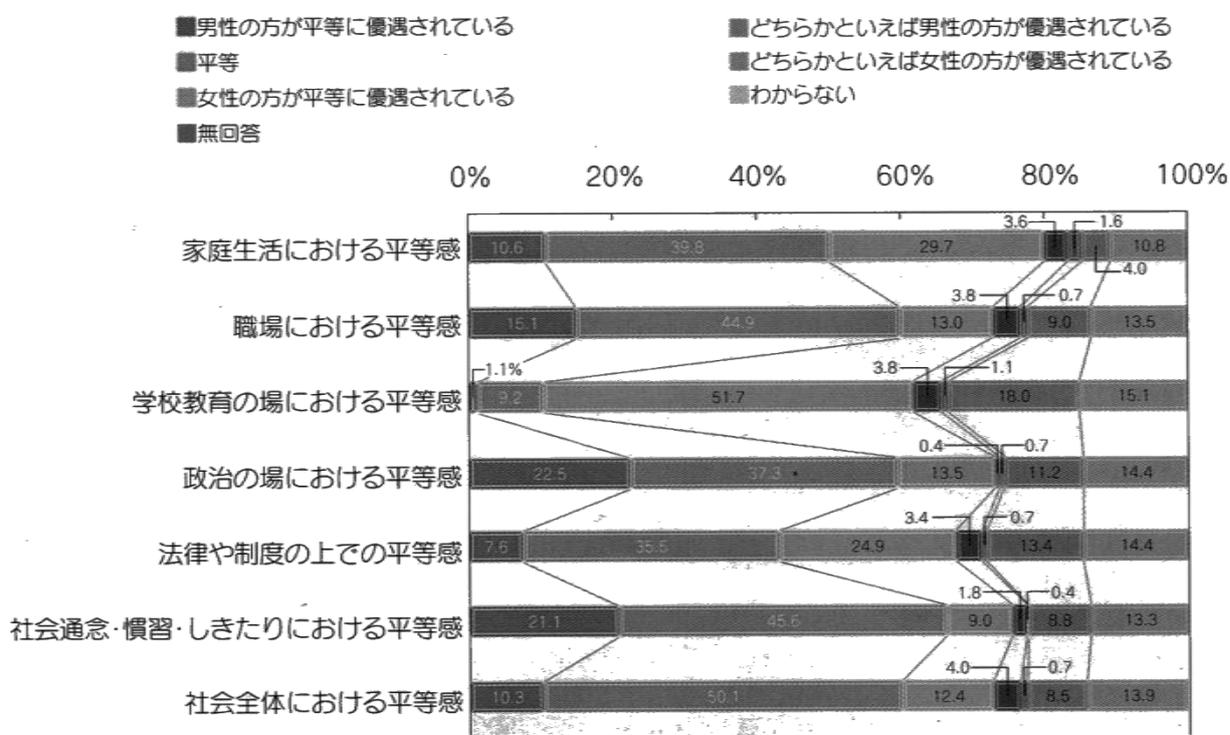
資料：「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」（H19）



資料：内閣府「平成24年版 男女共同参画白書」

〈男女の地位の平等感〉

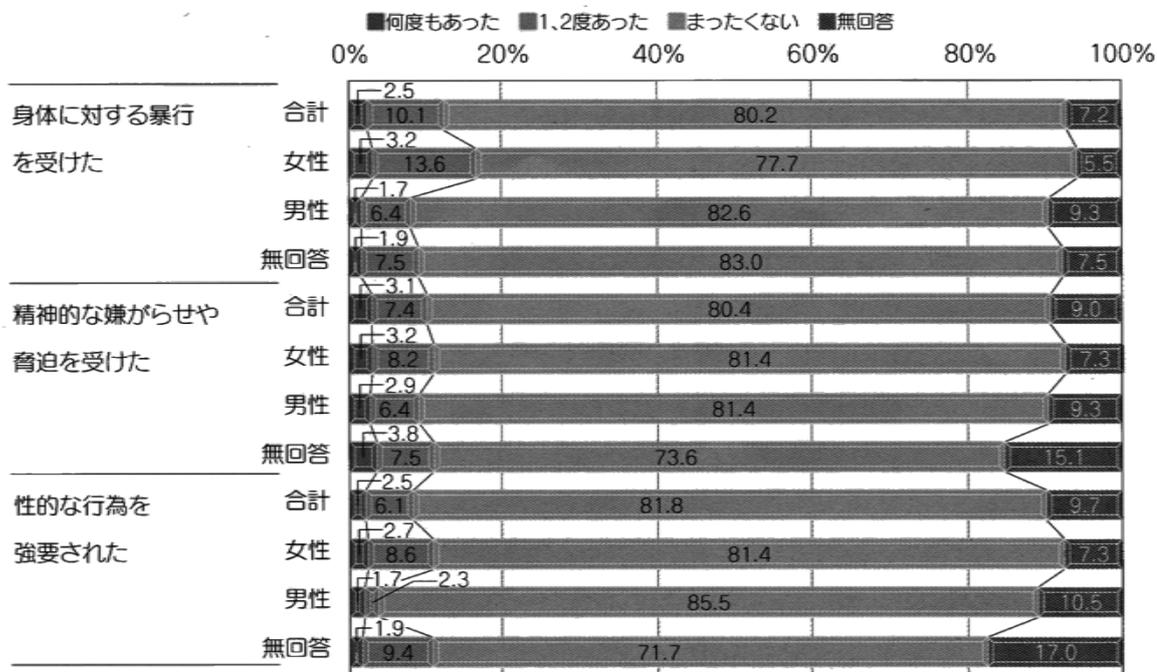
- 家庭生活における平等感は、約 40%の人が平等と感じ、学校教育の場に次いで平等感があるものの、50%の人が男性が優遇されていると感じている。
- 職場における平等感は、男性が優遇されていると感じている人が 60%と多く、平等感は高くない。
- 学校教育の場における平等感では、平等感を持つ人は全体の 52%と他の分野と比べ最も多い。
- 政治の場における平等感は、男性が優遇されていると感じている人が全体の 60%と多い。
- 法律や制度の上での平等感は、男性が優遇されていると感じている人が全体の 43%と、法律や制度であっても平等感は決して高くない。
- 社会通念・習慣・しきたりなどにおける平等感は、男性が優遇されていると感じている人が全体の 67%と、全項目中で最も多い。
- 社会全体における平等感は、男性が優遇されていると感じている人が 60%、平等と感じている人は 12%、女性が優遇されていると感じている人は 5%である。



資料：「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」（H19）

〈交際相手や配偶者からの暴力〉

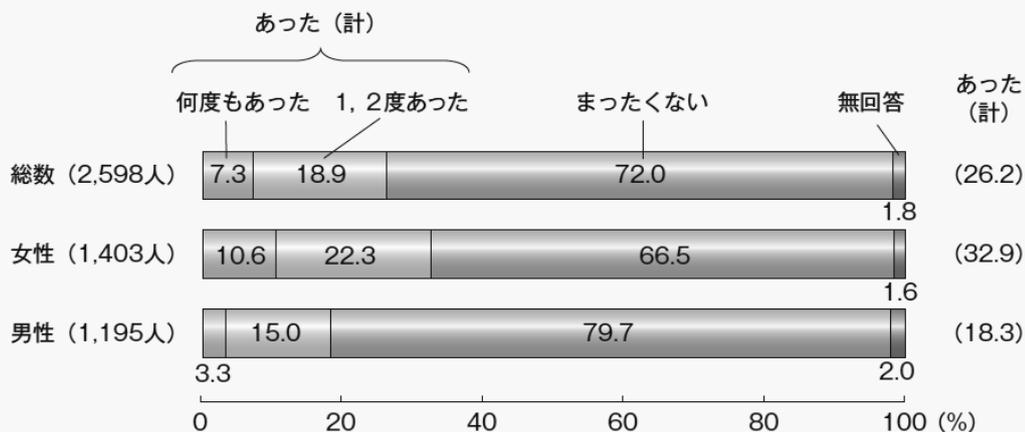
○女性の 17%から身体に対する暴行を受けたことがあると回答があった。男女ともに、交際相手や配偶者から暴力を受けたことがあると答えた人がいるが、女性の被害割合の方が、男性の被害割合よりも高かった。



資料：「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」(H19)

配偶者からの被害経験（男女別）

「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある



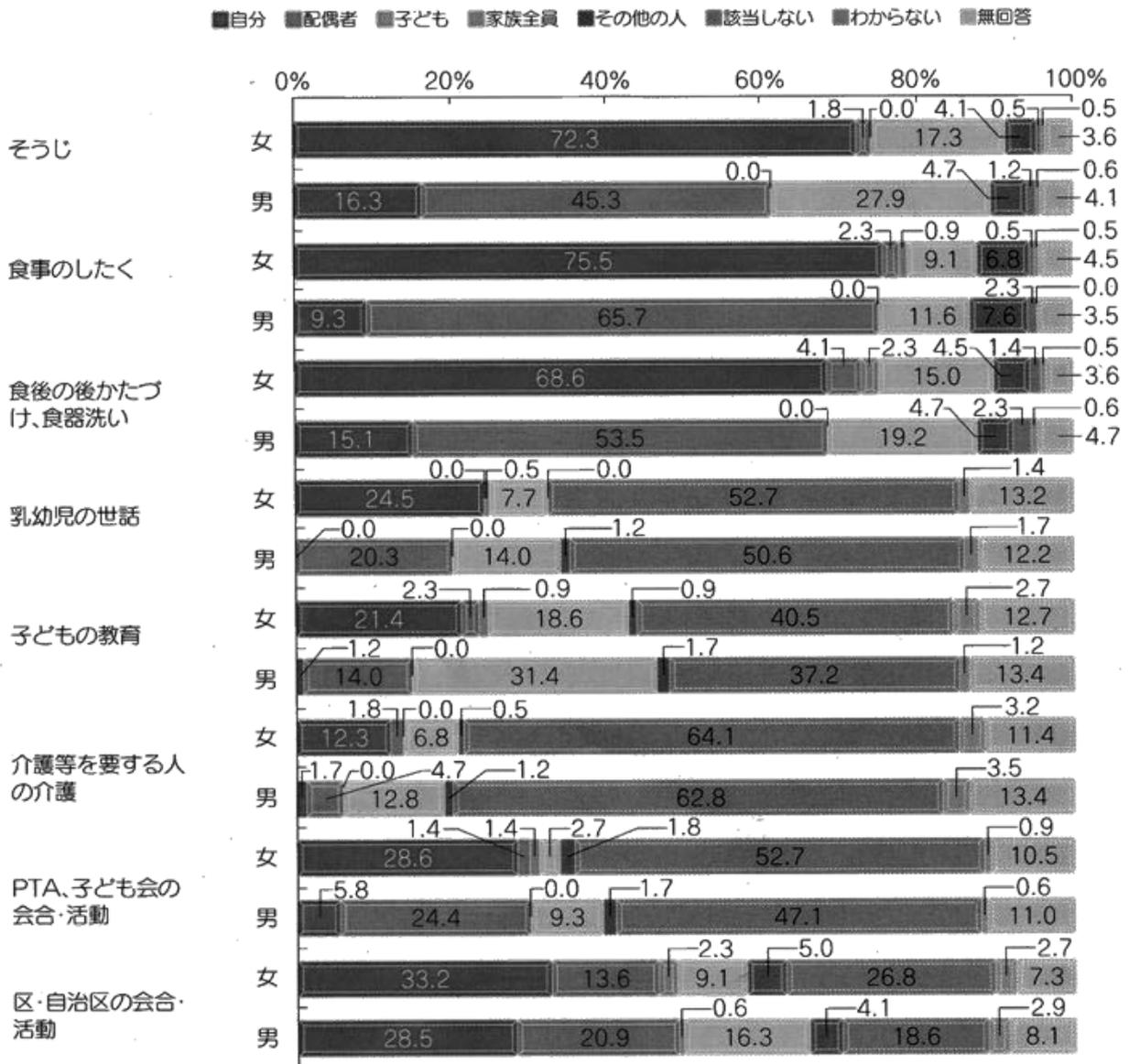
(備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)より作成。
 2. 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。

資料：内閣府「平成24年版 男女共同参画白書」

〈基本目標2〉男女が共同で参画する地域・家庭づくり 関連

〈家庭・地域における家事等の分担〉

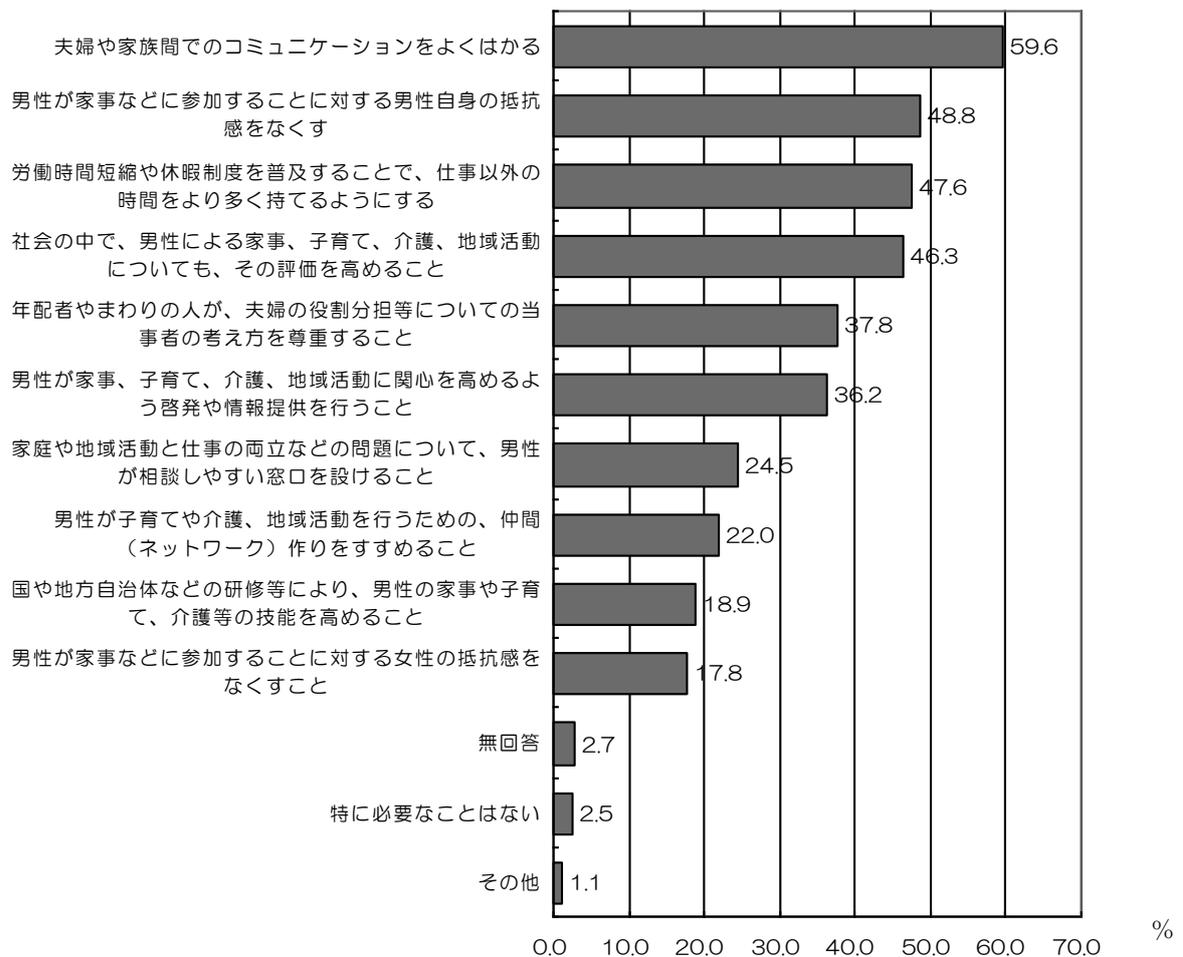
〇区・自治会の活動会合では、男性の分担が多いが、そのほかの家事などでは、女性の担う割合が圧倒的に高い。



資料：「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」（H19）

〈今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために、必要なこと〉

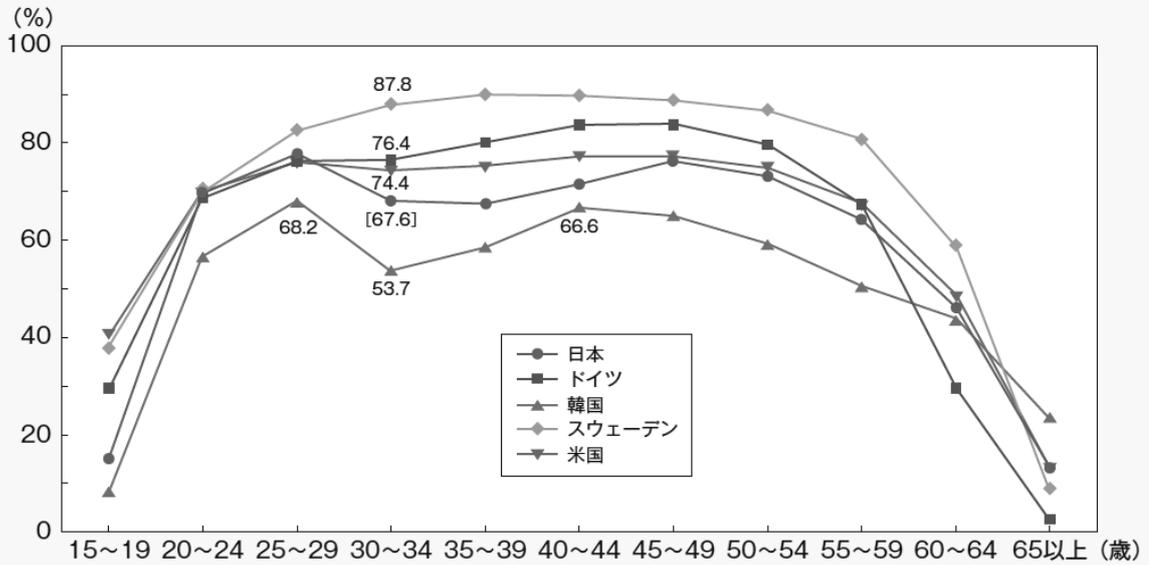
○男女ともに最も多かったのは「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」だが、男性の意識変化や、男性が家事等をしやすい条件整備を求める声もある。



資料：「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」（H19）

〈基本目標3〉 男女平等の就業環境づくり 関連

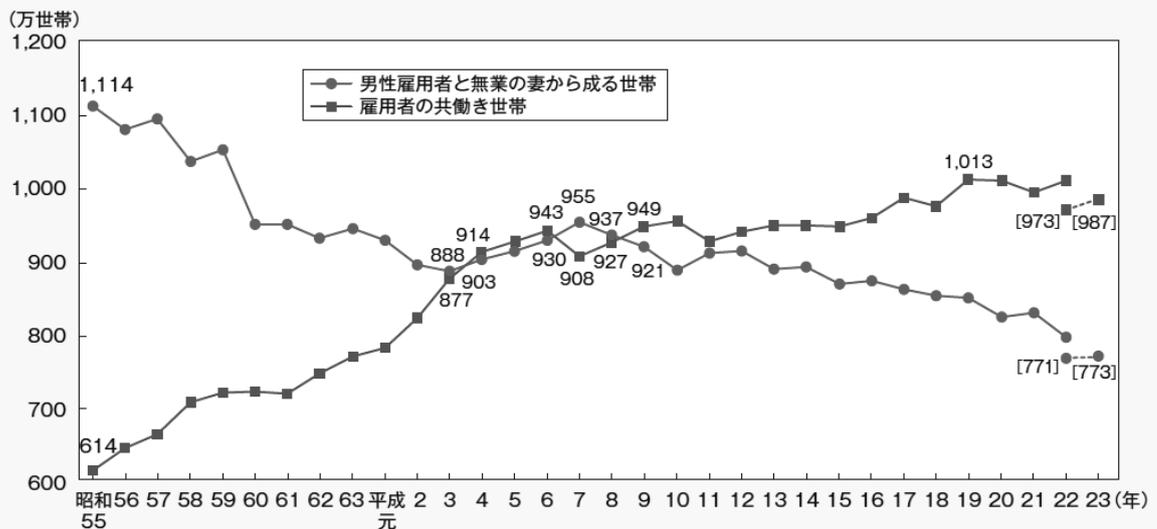
女性の年齢階級別労働力率（国際比較）



- (備考) 1. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。
 2. 米国の「15～19歳」は、16～19歳。
 3. 日本は総務省「労働力調査（基本集計）」（平成23年）、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
 4. 日本は2011（平成23）年、韓国は2007（平成19）年、その他の国は2008（平成20）年の数値。
 5. 平成23年の〔〕内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料：内閣府「平成24年版 男女共同参画白書」

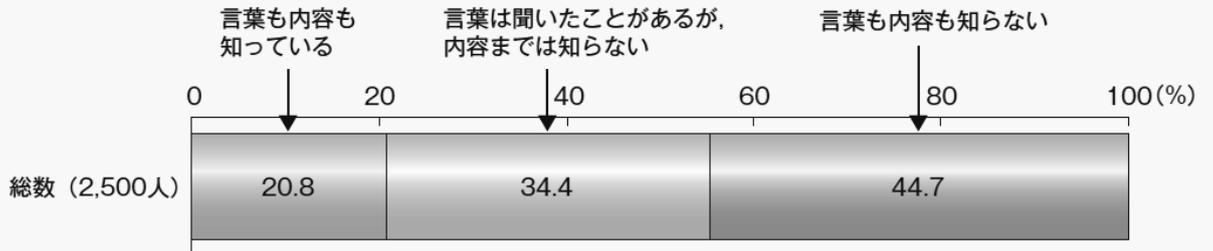
共働き等世帯数の推移



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 4. 平成22年及び23年の〔〕内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料：内閣府「平成24年版 男女共同参画白書」

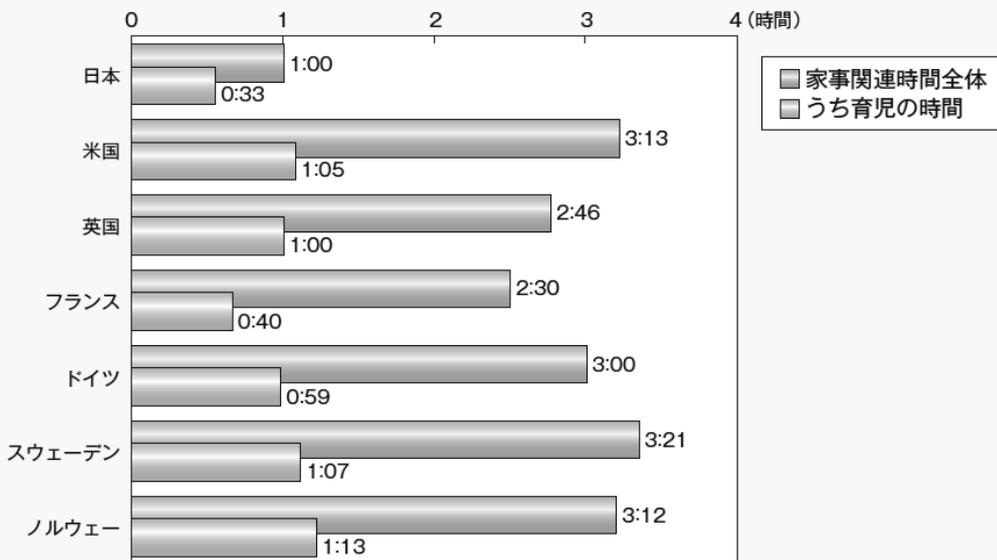
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度



(備考) 内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に影響を与える生活環境に関する意識調査」（平成23年2月調査）より作成。

資料：内閣府「平成24年版 男女共同参画白書」

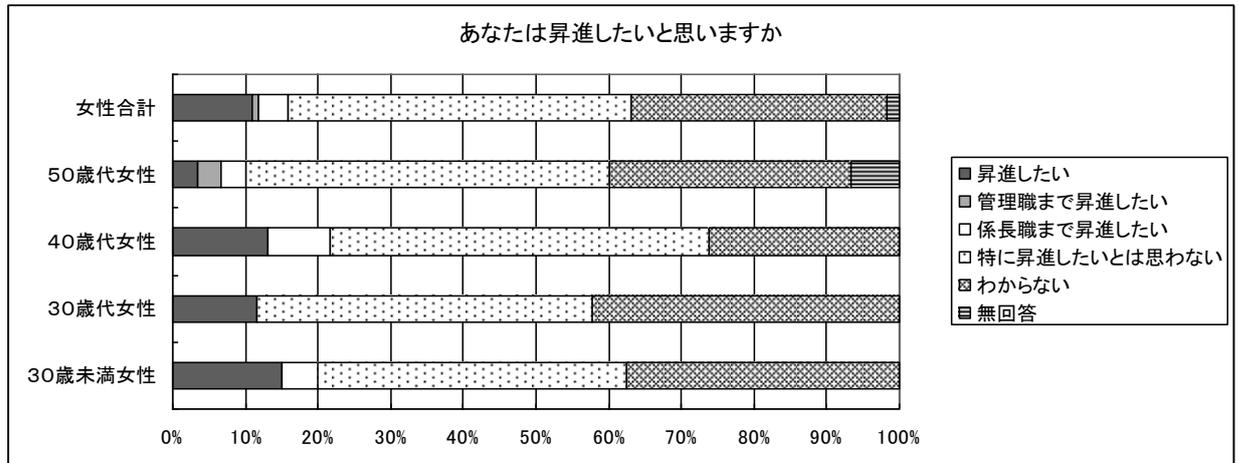
6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間（1日当たり）



(備考) 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary" (2006) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。
2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の時間である。

資料：内閣府「平成24年版 男女共同参画白書」

〈昇進したいと思うか〉

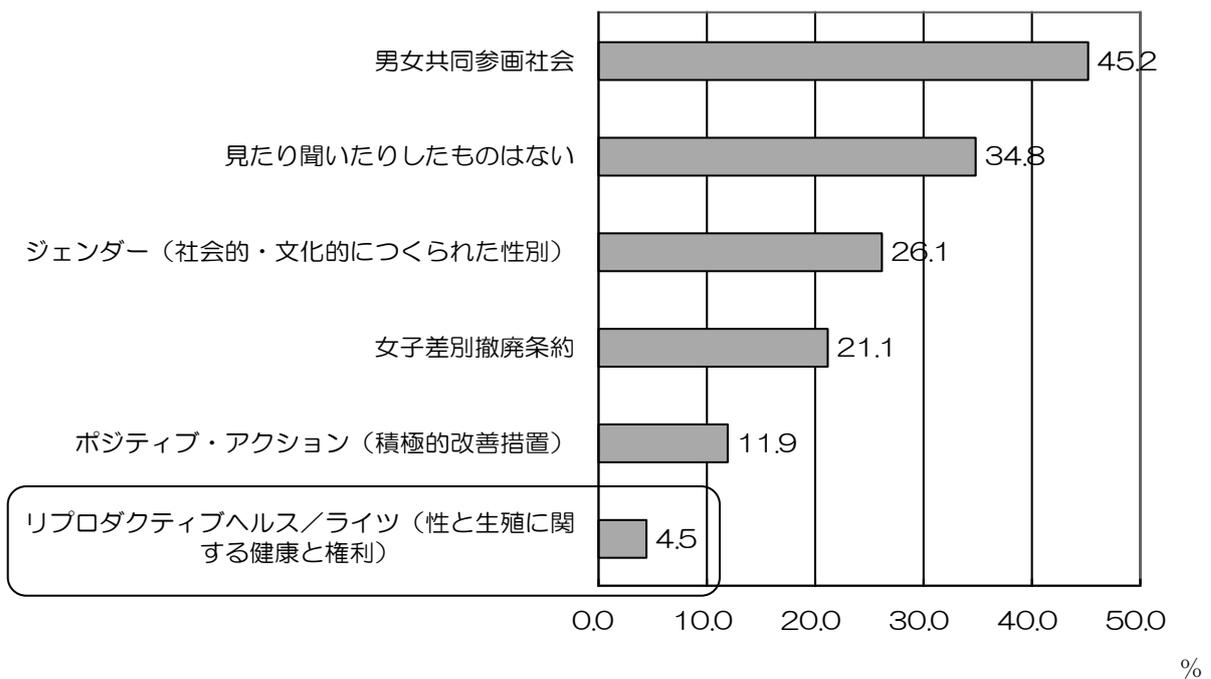


資料：「男女共同参画に関する東郷町職員意識調査」（H19）

〈基本目標4〉生涯にわたる健康と生活の充実 関連

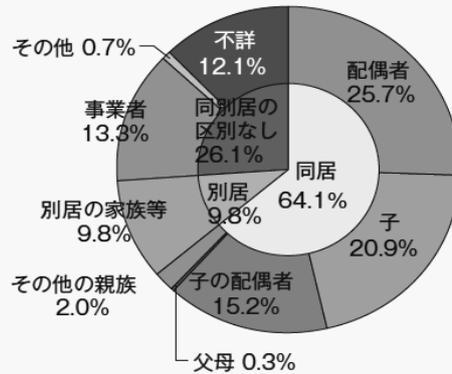
〈言葉の周知〉

○「男女共同参画社会」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合は 45%である。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の周知度は特に低く、見たり聞いたりしたことがある人は5%にとどまっている。



資料：「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」（H19）

要介護者等から見た主な介護者の続柄

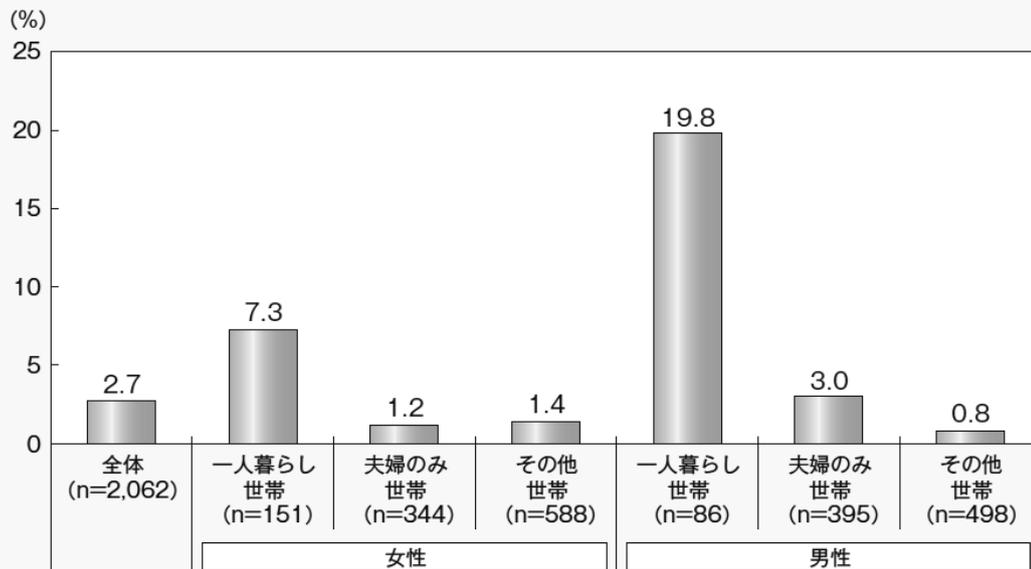


同居の家族介護者の男女内訳	
女性	69.4%
男性	30.6%

(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)より作成。

資料：内閣府「平成24年版 男女共同参画白書」

困ったときに頼れる人がいない人の割合

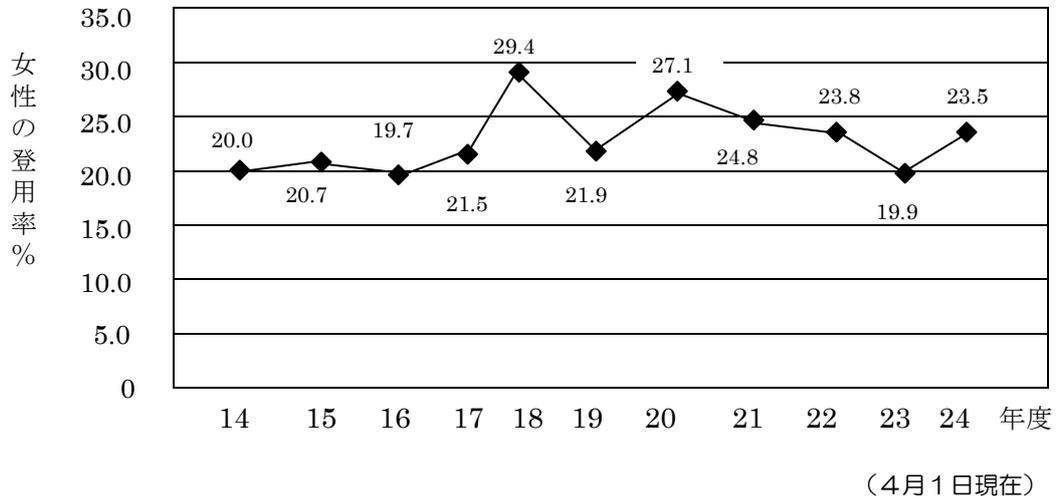


(備考) 1. 内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」(平成22年)より作成。
2. 調査対象は、60歳以上の男女である。

資料：内閣府「平成24年版 男女共同参画白書」

〈基本目標5〉 計画決定と推進への男女共同参画 関連

東郷町の審議会等委員への女性の登用率



「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」(平成19年調べ)について

1 調査目的

男女共同参画社会の実現をめざした町の基本計画を策定するにあたって、住民の方の意識や意見を把握するため実施した。

2 調査方法

- (1) 対象者：東郷町に在住する20歳以上の1,500人
- (2) 調査期間：平成19年1月4日(木)～平成19年1月19日(金)
- (3) 配布及び調査方法：郵送による配布・回収

3 回収状況

回収数(回収率) 445(29.7%)

資料4

○東郷町男女共同参画推進条例

(平成22年12月21日条例第18号)

私たちのまち東郷町は、法の下での平等を定めた日本国憲法及び男女の人権が尊重される社会の実現を目指した男女共同参画社会基本法の理念に基づき、性別や世代にかかわらず、一人ひとりが夢と希望を持ち、心の豊かさを実感できる思いやりと活力あるまちづくりを目指しています。

本町では、東郷町男女共同参画プランを基に、男女共同参画の推進に関する施策に取り組んでいますが、男女それぞれの個性や能力を十分に生かせる社会をつくるためには、男女共同参画の理念をすべての人が理解し、町と町民が協働して、この課題に取り組んでいくことが必要です。

私たちは、男女が互いにその人権を尊重し、性別を問わず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現のため、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進することを決意し、ここにこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が対等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 町民 町内に住所を有する者及び町内に通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 町内において事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (4) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれかに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項に基づき行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的な扱いを行わず、個人としての能力を発揮する機会を確保すること及び男女の人権を尊重すること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町の施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保すること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活及び家庭生活以外の社会のあらゆる分野の活動との両立ができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利について、自らの意思が十分に尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組を国際的協調の下に行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、町民及び事業者と連携を図り、協力して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的な扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。）

(3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者、恋人その他の親密な関係にある者の間又は親密な関係にあった者の間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報において、次に掲げる表現を行わないように配慮し、その情報が社会に及ぼす影響を考慮しなければならない。

(1) 性別による役割の分担を正当化し、及び助長する表現

(2) 男女間の暴力を正当化し、及び助長する表現

(3) 過度の性的な表現

第3章 基本的施策

(基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第21条に規定する東郷町男女共同参画審議会（第19条において「審議会」という。）に諮問しなければならない。

3 町長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。ただし、基本計画の規定の字句の訂正その他基本計画の主旨を変えない軽微な変更については、この限りでない。

(積極的改善措置の実施)

第10条 町は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、町民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第11条 町長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第12条 町長は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため必要があると認めるときは、事業者に情報の提供を行うものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、事業者に男女共同参画の推進に関する調査の協力を求めることができる。

(情報提供及び普及啓発)

第13条 町は、男女共同参画に関する活動を推進するため必要な情報を提供するとともに、男女共同参画の普及及び啓発を行うものとする。

(調査研究)

第14条 町は、男女共同参画の推進に必要な調査、研究及び情報の収集を行うものとする。

(教育及び学習の支援)

第15条 町は、町民及び事業者の男女共同参画についての理解を深めるため、男女共同参画に

関する学校教育その他の教育及び町民の学習に必要な支援を行うものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第16条 町は、男女が共に協力し、家庭生活における活動と社会のあらゆる分野における活動を両立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

(性と生殖に関する健康と権利の尊重)

第17条 町は、すべての人が生涯に渡り健康な生活を営むために、男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利について、自らの意思が十分に尊重されるよう、情報の提供及び意識の啓発に努めるものとする。

(国際的協調)

第18条 町は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、国際的な交流の促進、情報の収集その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町が実施する施策に対する申出)

第19条 町民及び事業者は、町長に対し、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、適切な措置を講ずるとともに、その内容について町長が必要と認める場合は、審議会に報告するものとする。

(権利侵害の相談の申出)

第20条 町民及び事業者は、町長に対し、男女共同参画を阻害する性別による権利の侵害に関する相談を申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて当該申出に係る関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

第4章 東郷町男女共同参画審議会

(東郷町男女共同参画審議会の設置)

第21条 男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、東郷町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長から諮問があったときは、第9条第1項若しくは第4項に規定する基本計画の策定若しくは変更その他男女共同参画の推進に関する事項について調査し、又は審議し、その結果を町長に答申するものとする。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関して必要と認める事項について調査し、又は審議し、町長に意見を述べることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されている東郷町男女共同参画プランは、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

資料5

○東郷町男女共同参画審議会規則

(平成22年12月28日規則第17号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東郷町男女共同参画推進条例（平成22年東郷町条例第18号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、東郷町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 条例第21条第2項及び第3項に規定する事項
- (2) 東郷町男女共同参画プランの進捗状況の確認及び評価
- (3) 前各号のもののほか、東郷町男女共同参画の推進のために必要な活動

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体代表者
- (4) 公募町民
- (5) その他町長が必要と認めたる者

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審査会は、町長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活部くらし協働課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

資料6

○男女共同参画社会基本法

〔平成11年6月23日号外法律第78号〕

改正 平成11年7月16日 法律第102号

改正 平成11年12月22日 法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

資料7

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

〔昭和60年7月1日号外条約第七号〕

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負って手いることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない

い。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び養育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗（ちよく）状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家

構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を選任する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は

加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長に於てた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に於てた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(右条約の英文)〔省略〕

資料 8

男女共同参画に関する年表（世界・日本・愛知県・東郷町）

	世 界	日 本
1945(昭 20)	・ 国際連合成立	
1946(昭 21)	・ 国連「婦人の地位委員会」設置	・ 初の婦人参政権行使 ・ 日本国憲法公布
1948(昭 23)	・ 国連総会「世界人権宣言」採択	
1967(昭 42)	・ 国連総会「婦人に対する差別撤廃宣言」採択	
1975(昭 50)	・ 国連婦人年世界会議（メキシコシティ） ・ 「世界行動計画」採択	・ 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置
1976(昭 51)	・ 「国連婦人の 10 年」はじまる（1976～1985）	
1977(昭 52)		・ 「国内行動計画」策定
1978(昭 53)		
1979(昭 54)	・ 女子差別撤廃条約採択	
1980(昭 55)	・ 「国連世界の 10 年」中間年世界会議（コペンハーゲン）	
1981(昭 56)		・ 「国内行動計画後期重点目標」策定
1982(昭 57)		
1984(昭 59)		
1985(昭 60)	・ 「国連婦人の 10 年」世界会議（ナイロビ） ・ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・ 国籍法改正 ・ 男女雇用機会均等法公布 ・ 女子差別撤廃条約批准
1986(昭 61)		
1987(昭 62)		・ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1988(昭 63)		
1989(平 1)	・ 児童の権利に関する条約採択	
1990(平 2)	・ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991(平 3)		・ 育児休業法公布 ・ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画第一次改訂
1992(平 4)		
1993(平 5)	・ 世界人権会議（ウィーン）	
1994(平 6)	・ 第 4 回世界女性会議のためのエスカップ地域準備会議（ジャカルタ） ・ 「ジャカルタ宣言」を採択 ・ 国際人口・開発会議（カイロ）	・ 児童の権利に関する条約批准 ・ 総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・ 男女共同参画推進本部設置

愛 知 県	東 郷 町	
		1945(昭 20)
		1946(昭 21)
		1948(昭 23)
		1967(昭 42)
		1975(昭 50)
・ 総務部に青少年婦人室を設置 「愛知県婦人問題懇話会」などの取り組み開始		1976(昭 51)
・ 「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成（平成 3 年度まで毎年）		1977(昭 52)
・ 「愛知県地方計画・推進計画 78-80」に婦人の項目を設ける		1978(昭 53)
・ 母子福祉会館開館		1979(昭 54)
		1980(昭 55)
・ 「婦人職業サービスルーム」の開設 ・ 「婦人情報資料コーナー」開設		1981(昭 56)
・ 「第 5 次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける ・ 人問題開発事業開始	・ 第 2 次東郷町総合計画に「婦人教育」が盛り込まれる。	1982(昭 57)
・ 市町村婦人対策推進事業費補助制度開始		1984(昭 59)
・ 「国連婦人の 10 年」記念事業実施		1985(昭 60)
・ 婦人情報・相談・交流コーナー開所		1986(昭 61)
・ 女性グループ活動交流事業開始	・ 東郷町議会に初の女性議長	1987(昭 62)
	・ 役場に初の女性課長	1988(昭 63)
・ 「あいち女性プラン」策定		1989(平 1)
		1990(平 2)
・ 女性総合センター基本計画策定 ・ あいち女性プラン推進研究会設置		1991(平 3)
・ 市町村女性行政担当者研修会開始		1992(平 4)
・ 「青少年婦人室」から「青少年女性室」へ名称変更 ・ 「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定	・ 東郷診療所に女性所長就任	1993(平 5)
・ 「あいち農山漁村女性プラン」策定		1994(平 6)

男女共同参画に関する年表（世界・日本・愛知県・東郷町）

	世 界	日 本
1995(平 7)	・第 4 回世界女性会議（北京宣言及び行動綱領）採択	・育児休業法改正（介護休業制度の法制化）
1996(平 8)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定
1997(平 9)		・男女雇用機会均等法改正
1998(平 10)		
1999(平 11)		・男女共同参画社会基本法公布、施行
2000(平 12)	・女性 2000 年会議（ニューヨーク） 「政治宣言」「成果文書」採択	・「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ・「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申 ・男女共同参画基本計画策定
2001(平 13)		・内閣府に「男女共同参画局」「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布
2002(平 14)		
2003(平 15)		・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・「少子化社会対策基本法」公布・施行 ・「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」公布・施行
2004(平 16)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
2005(平 17)	・第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画（第二次）」策定 ・改正育児・介護休業法施行
2006(平 18)		・男女雇用機会均等法改正
2007(平 19)		・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「男女雇用機会均等対策基本方針」策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2008(平 20)		・「女性参画加速プログラム」策定
2009(平 21)		・「育児・介護休業法」改正
2010(平 22)	・第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）（ニューヨーク）	・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定
2011(平 23)	・ UN Woman 正式発足	
2012(平 24)		

愛 知 県	東 郷 町	
・「第4回世界女性会議」記念事業実施	・役場に初の女性次長	1995(平 7)
・愛知県女性総合センター開館		1996(平 8)
・「あいち男女共同参画 2000 年プラン」策定		1997(平 9)
		1998(平 10)
・あいち男女共同参画推進市町村サミット開催		1999(平 11)
		2000(平 12)
・あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」策定	・第4次東郷町総合計画に「男女共同参画社会」が盛り込まれる。	2001(平 13)
・愛知県男女共同参画推進条例施行 ・愛知県男女共同参画審議会発足	・小学校に初の女性校長	2002(平 14)
		2003(平 15)
・「あいち農産漁村男女共同参画プラン」策定	・イーストプラザいこまい館開館	2004(平 16)
・「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	・東郷町子育て支援計画を策定	2005(平 17)
・「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」改定	・東郷町男女共同参画プラン策定懇話会設置	2006(平 18)
		2007(平 19)
	・東郷町男女共同参画プラン策定	2008(平 20)
		2009(平 21)
		2010(平 22)
・「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」策定	・東郷町男女共同参画推進条例施行 ・東郷町男女共同参画審議会発足 ・第5次東郷町総合計画に「男女それぞれの個性や能力を生かせる社会をつくる」基本施策を掲げる。 ・役場に初の女性部長 ・東郷町農業委員会に初の女性委員	2011(平 23)
		2012(平 24)

資料9 策定経過

(平成18年度)

7月3日(月)	第1回懇話会・推進本部会・策定部会 趣旨説明、委嘱状交付、座長選出、講話
8月22日(火)	第2回懇話会 座長講話・基本理念の抽出
9月13日(水)	第2回策定部会 会長・副会長の選出、プラン策定プロセスの説明等
10月4日(水)	第3回策定部会 施策の抽出・発表
10月16日(月)	第3回懇話会 男女共同参画プランの骨子の検討
11月1日(水)	第4回策定部会 住民意識調査案の検討
11月15日(水)	第4回懇話会 プラン骨格修正案の検討、住民意識調査案の検討
1月4日(木)～ 1月19日(金)	「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査」実施
1月17日(水)	第5回策定部会 住民意識調査状況説明、参画プラン1,2章検討、各課施策予備調査について説明
1月26日(金)～ 2月9日(金)	各課(調査) 施策予備調査実施
2月9日(金)	策定部会委員 住民意識調査結果報告書の検討
3月15日(木)	第5回懇話会 プラン骨格検討、住民意識調査結果報告書の検討

(平成19年度)

5月30日(水)	第6回懇話会 プラン全体構成の検討
7月11日(水)	第7回懇話会 第3章プラン内容(具体的施策)の検討
8月6日(月)	第7回策定部会 推進体制検討
8月7日(火)~ 8月24日(金)	各課(調査) 具体的事業・事業内容案の検討
9月18日(火)	第8回懇話会 全体案検討
10月1日(月)~ 10月10日(水)	各課(調査) プラン原案(プラン全体)の検討
10月29日(月)	政策会議 パブリックコメントに係る原案の検討
11月13日(火)~ 12月3日(火)	パブリックコメント
12月12日(水)	第9回懇話会 パブリックコメントの検討
12月17日(月)	政策会議 パブリックコメントに係る考え方を検討
1月9日(水)~	パブリックコメント手続きによる意見募集結果の公表
2月5日(火)	第10回懇話会 懇話会報告

(平成23年度)

2月9日(木)	第4回東郷町男女共同参画審議会 事業計画案確認
---------	----------------------------

(平成24年度)

5月17日(木)	第1回東郷町男女共同参画審議会 プラン中間見直しの概要説明
7月24日(火)	第2回東郷町男女共同参画審議会 年間スケジュール確認
8月30日(木)～ 9月14日(金)	数値目標について各課ヒヤリング
9月27日(木)	第3回東郷町男女共同参画審議会 素案の確認(DV基本計画、数値目標など)
12月21日(金)	第4回東郷町男女共同参画審議会 素案の確認(コラム欄、最新資料データなど)
12月22日(土)～ 1月18日(金)	東郷町男女共同参画審議会 原案の確認(見直しプラン全体)
1月15日(火)	政策会議 パブリックコメントに係る原案の検討
1月22日(火)～ 2月10日(日)	パブリックコメント
1月9日(水)～	パブリックコメント手続きによる意見募集結果の公表
2月15日(金)	第5回東郷町男女共同参画審議会 審議会報告

資料10

東郷町男女共同参画プラン策定懇話会委員名簿

(平成19年度 プラン策定時)

所属する団体等	氏名	備考
愛知教育大学	山根真理	座長
駐在員代表	近藤憲靖	副座長
愛知県立大学	田村佳子	副座長
東郷町商工会	浅井せつ子	
人権擁護委員	浅井りう子	
P T A連絡協議会	井口真治	
公募委員	石川礼子	
東郷製作所	石田守良	
社会教育委員会	牛田佐知子	
小・中学校 校長会	水野和恵	
尾張えみの会 東郷支部	安原美恵子	
J Aあいち尾東	吉崎箒子	

(所属する団体等は就任時)

東郷町男女共同参画プラン策定部会員名簿

(平成20年1月1日現在)

所属する団体等	職名	氏名	備考
社会教育課	課長補佐	幅口恒雄	会長
住民課	課長補佐	志水美津枝	副会長
東郷診療所	事務長補佐	磯村好孝	
議会事務局	主査	木本有理	
児童課	係長	小池明美	
学校教育課	主査	小林大介	
企画情報課	係長	近藤悦規	
保険年金課	課長補佐	野々山達男	
健康交流課	係長	細川幸子	
総務課	主査	山本康広	
住民課	主査	若杉知加	

東郷町男女共同参画審議会委員名簿

(平成24年4月1日現在)

所属する団体等	氏名	備考
尾張えみの会 東郷支部 愛知県男女共同参画セミナー受講者	中林久子	会長
人権擁護委員	小山富夫	副会長
椋山女学園大学 人間関係学部 人間関係学科 教授	吉田あけみ	
小・中学校 校長会	近藤達也	
東郷町商工会	浅井せつ子	
社会教育委員	石川正務	
民生委員児童委員	加藤美鈴	
公募委員	和田俊幸	
公募委員	野々山公子	

(所属する団体等は就任時)

○男女共同参画シンボルマーク

内閣府男女共同参画局は、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年にあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

広報啓発活動において活用することにより、地域や個人がより身近な問題として意識して頂くことを目指しています。



男女共同参画

○女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。



東郷町男女共同参画プラン

～ あなたらしさ 私らしさを 発揮して 輝く社会 ～

《中間見直し》

平成25年3月

東郷町役場 生活部 暮らし協働課

東郷町男女共同参画審議会

〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

TEL 0561-38-3111 Fax 0561-38-0001

ホームページ <http://www.town.aichi-togo.lg.jp/>